

特276-433
1200501130746

25
910

事故本
欠頁
13~16頁
2002.5.20.



始





25
91.0

古河案内



特 276
433



小倉呉服店

電話 古河三十七番

古河三十七番

古河三十七番

酒類醬油

古河町石町

可吉田屋号

平野甚助

電話十五番

電器ヒヌヒラ

茨城縣古河町

武藤石炭商行

電話古河二七番
電信零號(ム)

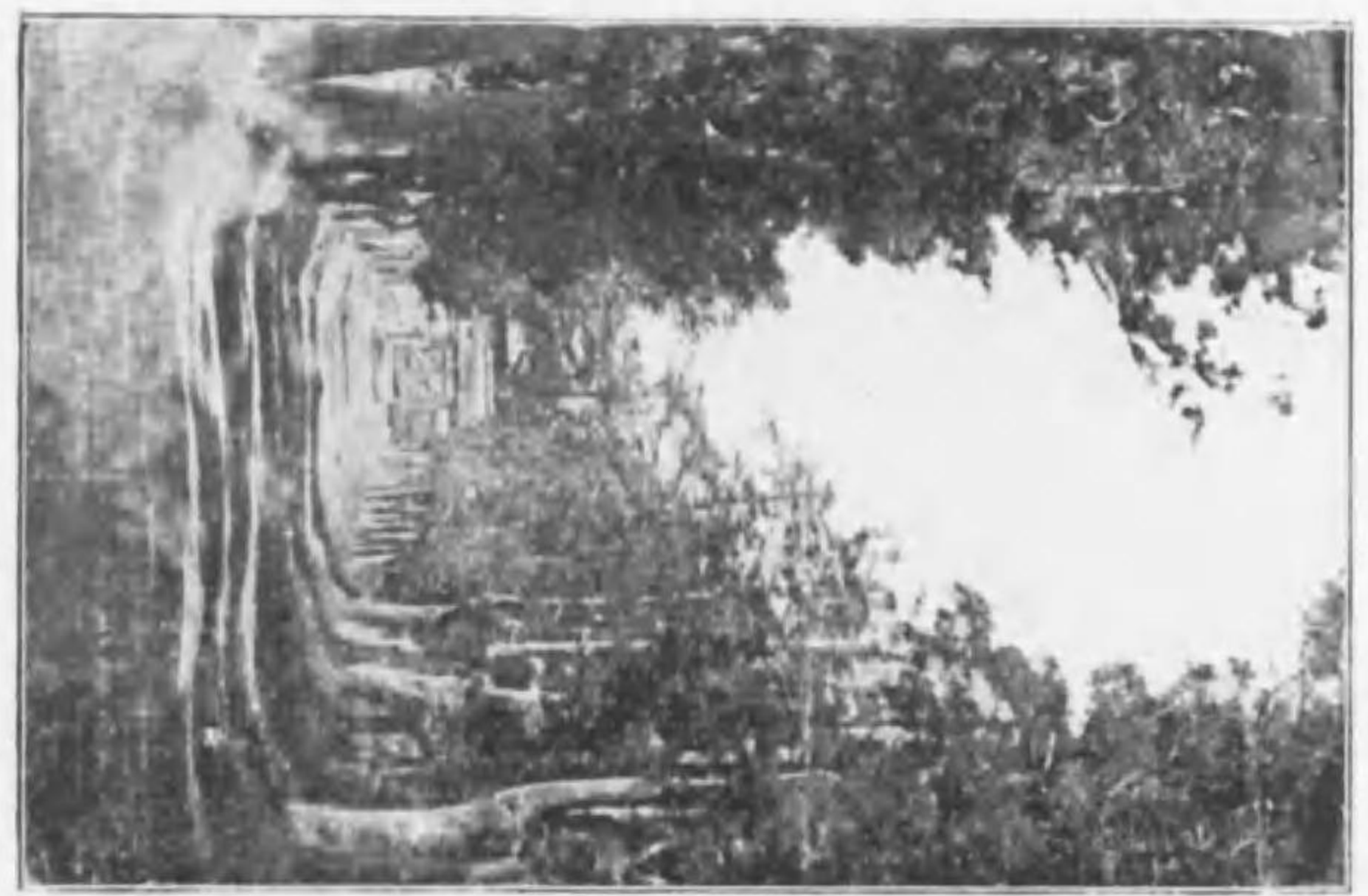
肥料 魚肝油

△ 利根川肥料店

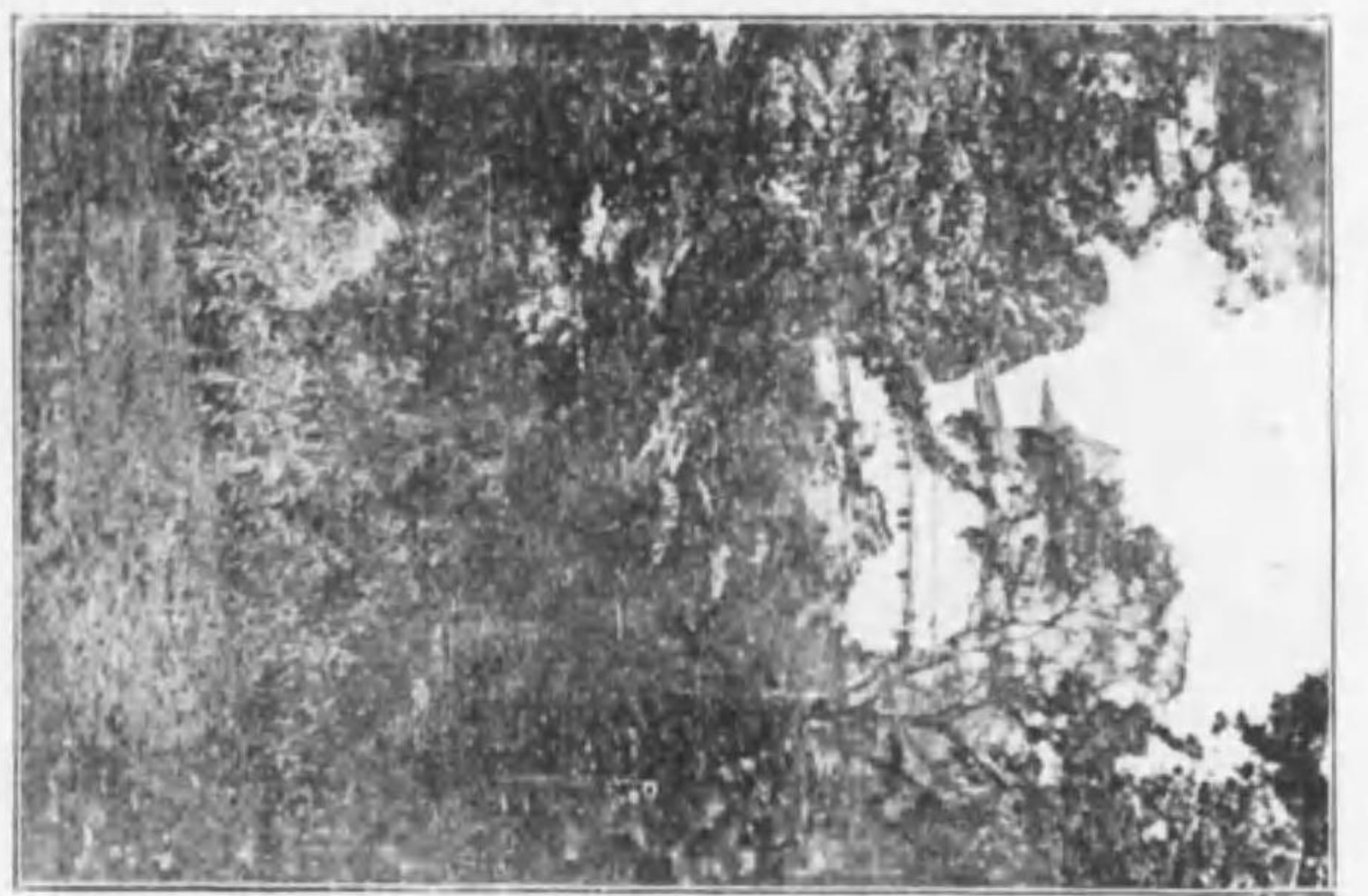
下總國古河町
電話二十三番

魚肝油

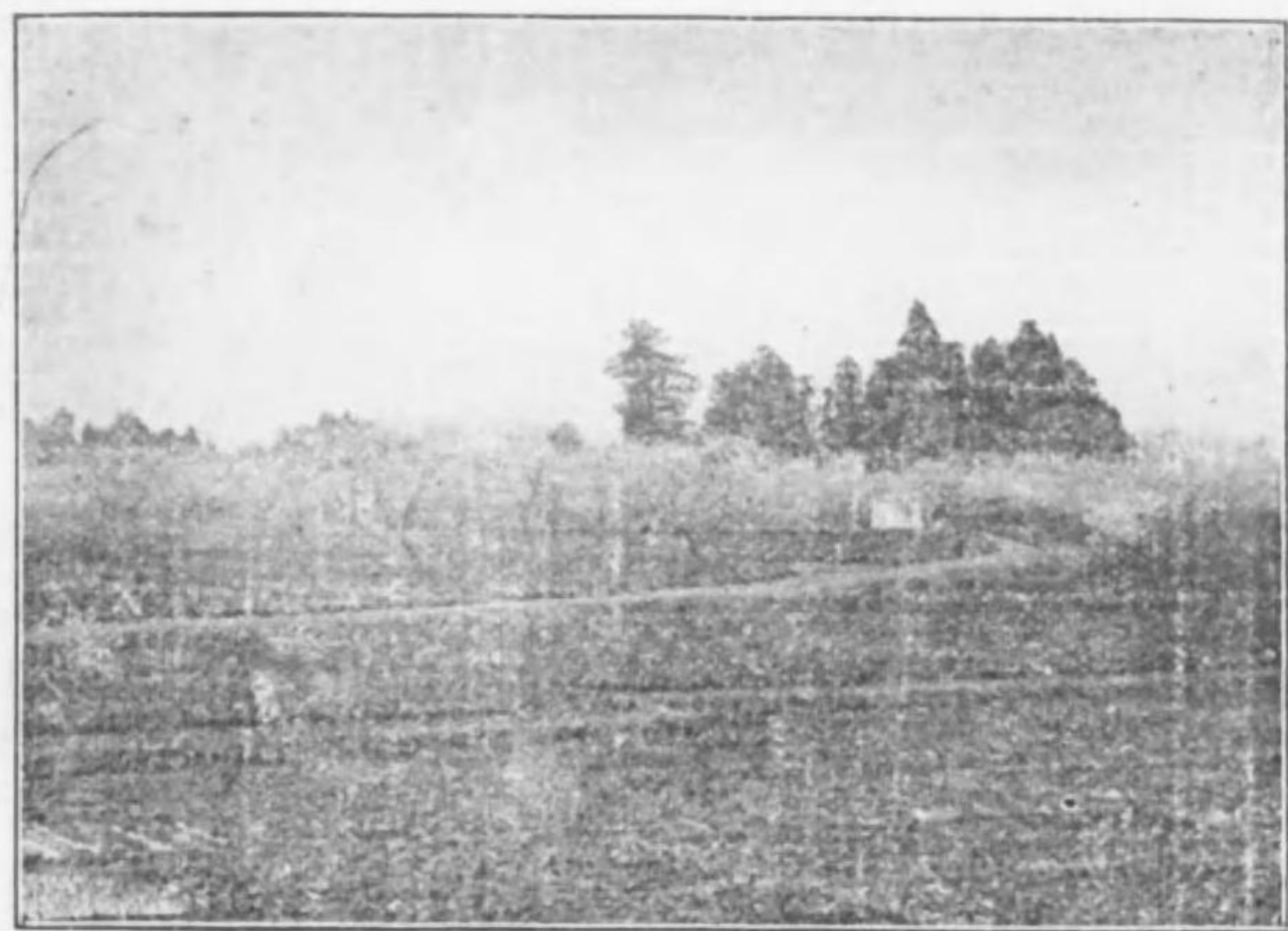
(一其) 觀 舊 之 城 河 古



出城前、御成門を望む



三の丸外、土塀のたつ三階櫓



古河桃林



三國橋

(其二) 古河城之舊觀

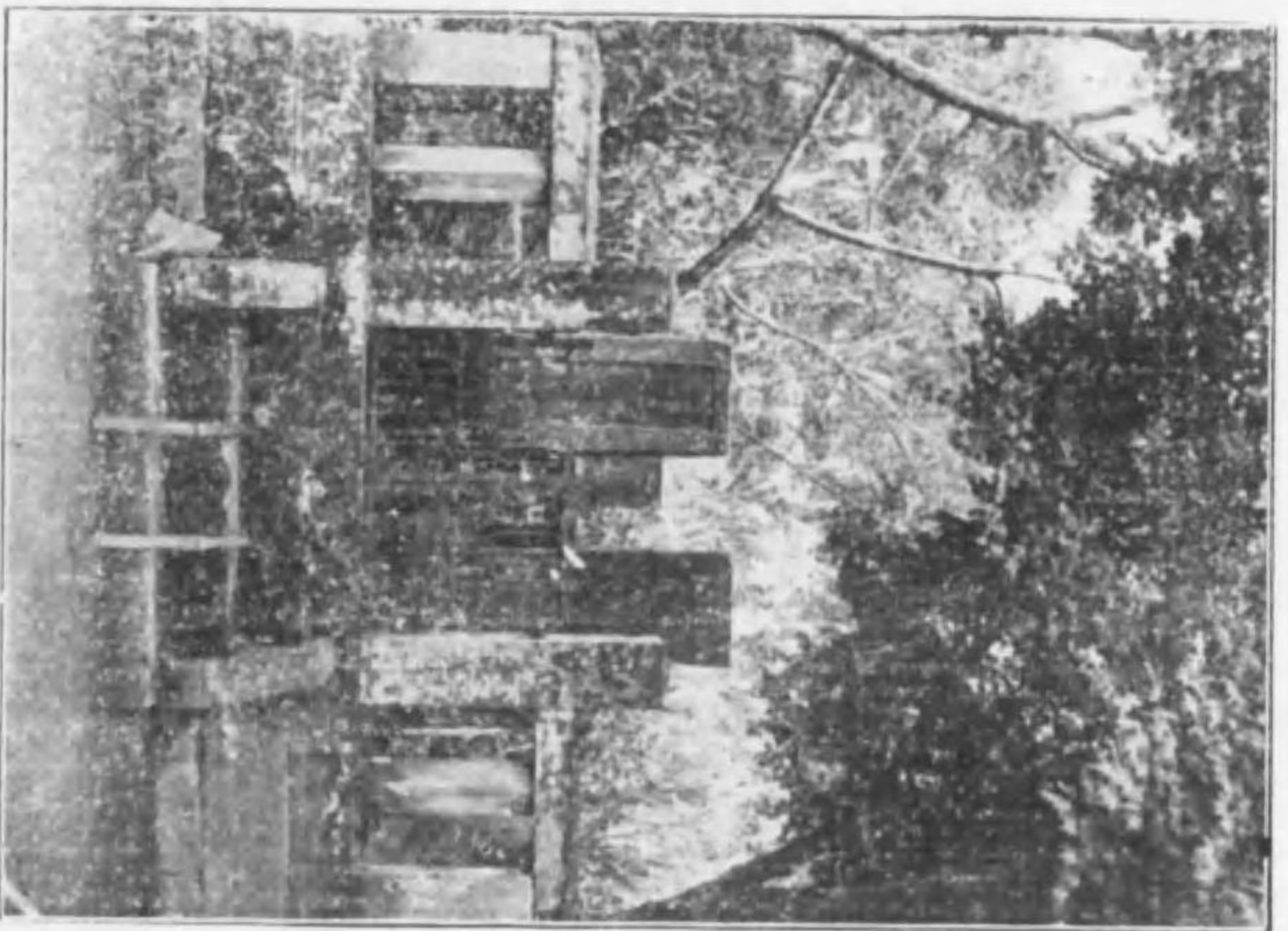


三ノ丸の内よりみすみ三階塔

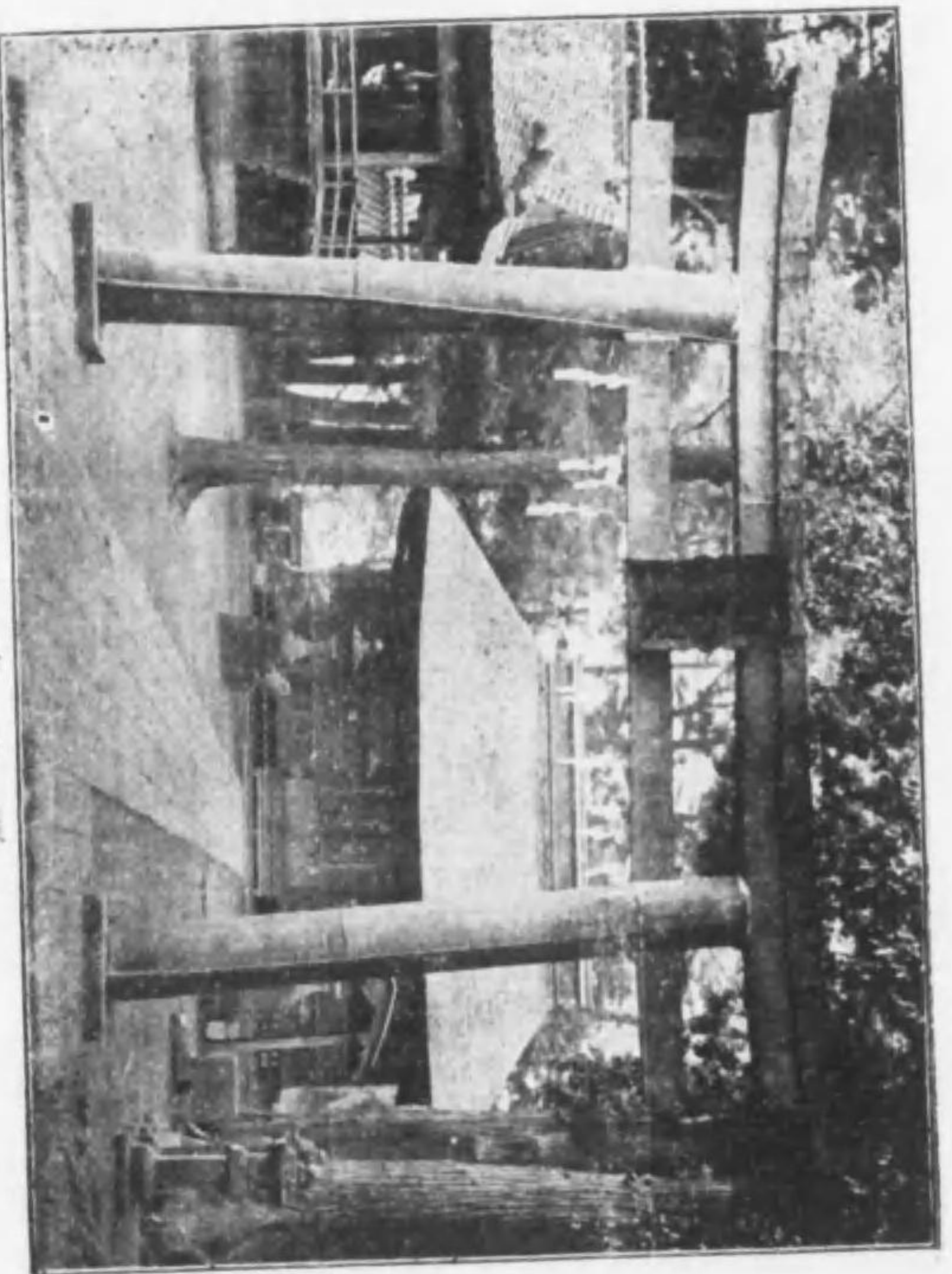
正 神 政 精



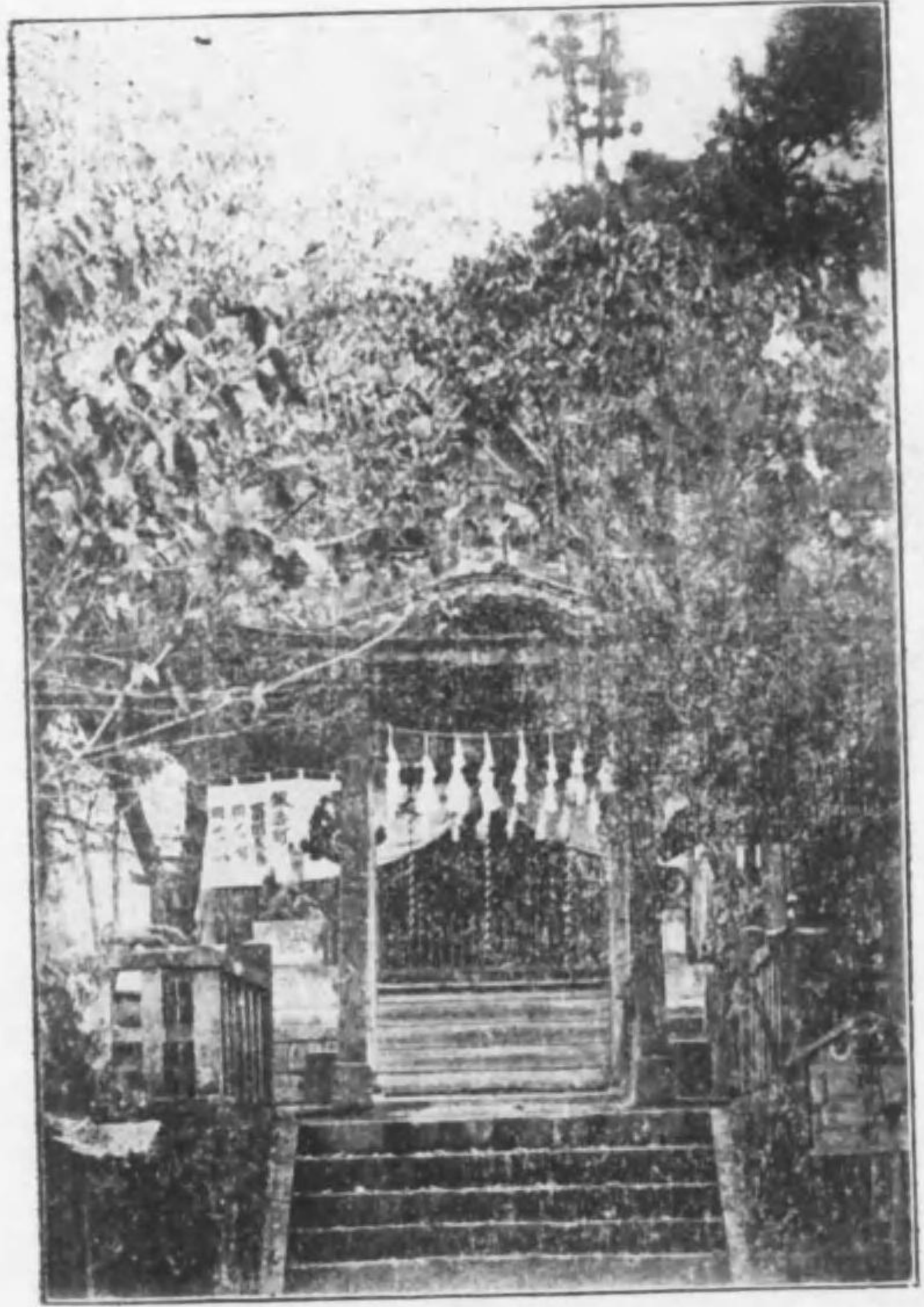
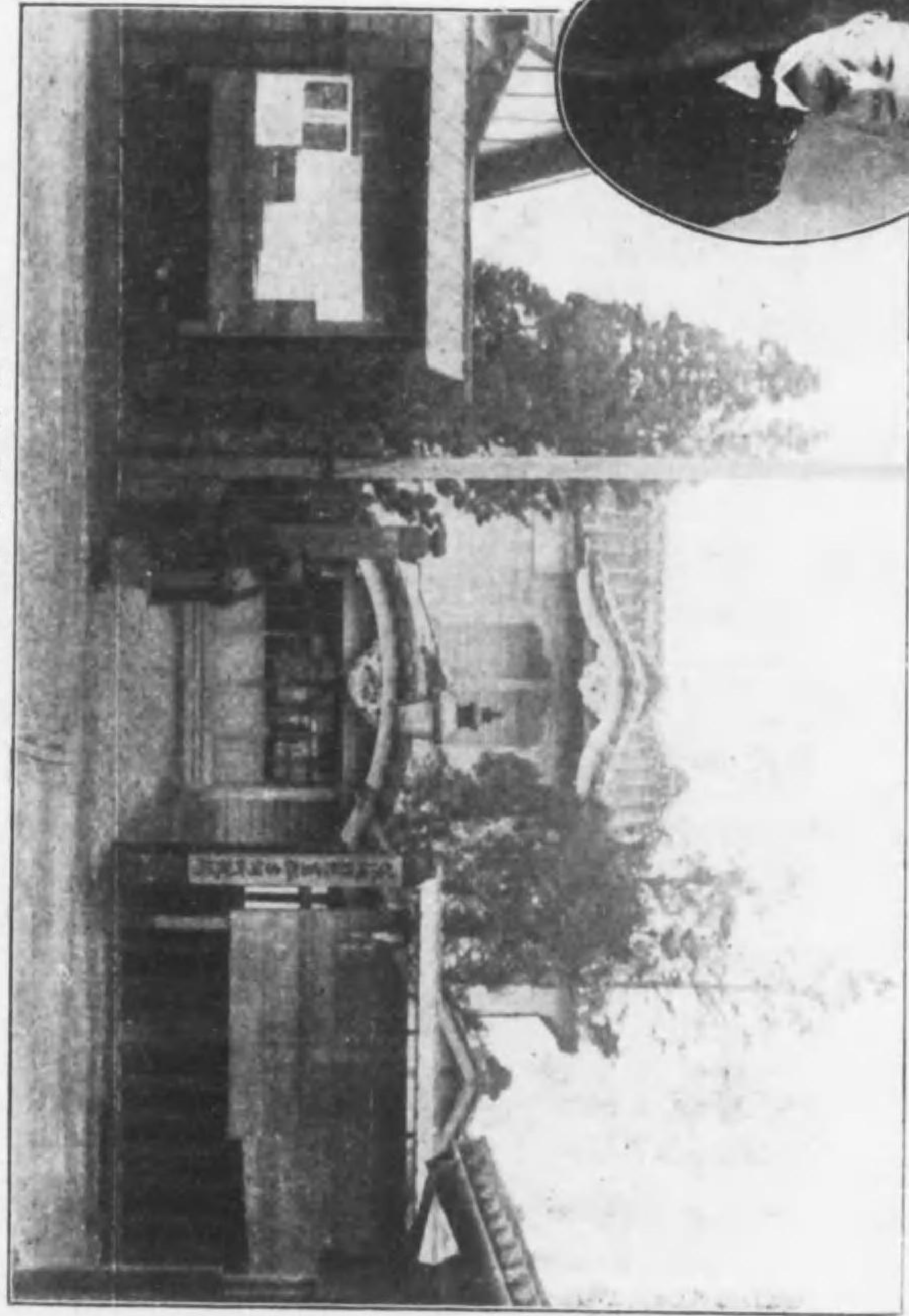
臺 之 生 先 山 壽 澤 熊



正 神 在 此 部



氏吾社見郷長町之場役町河古



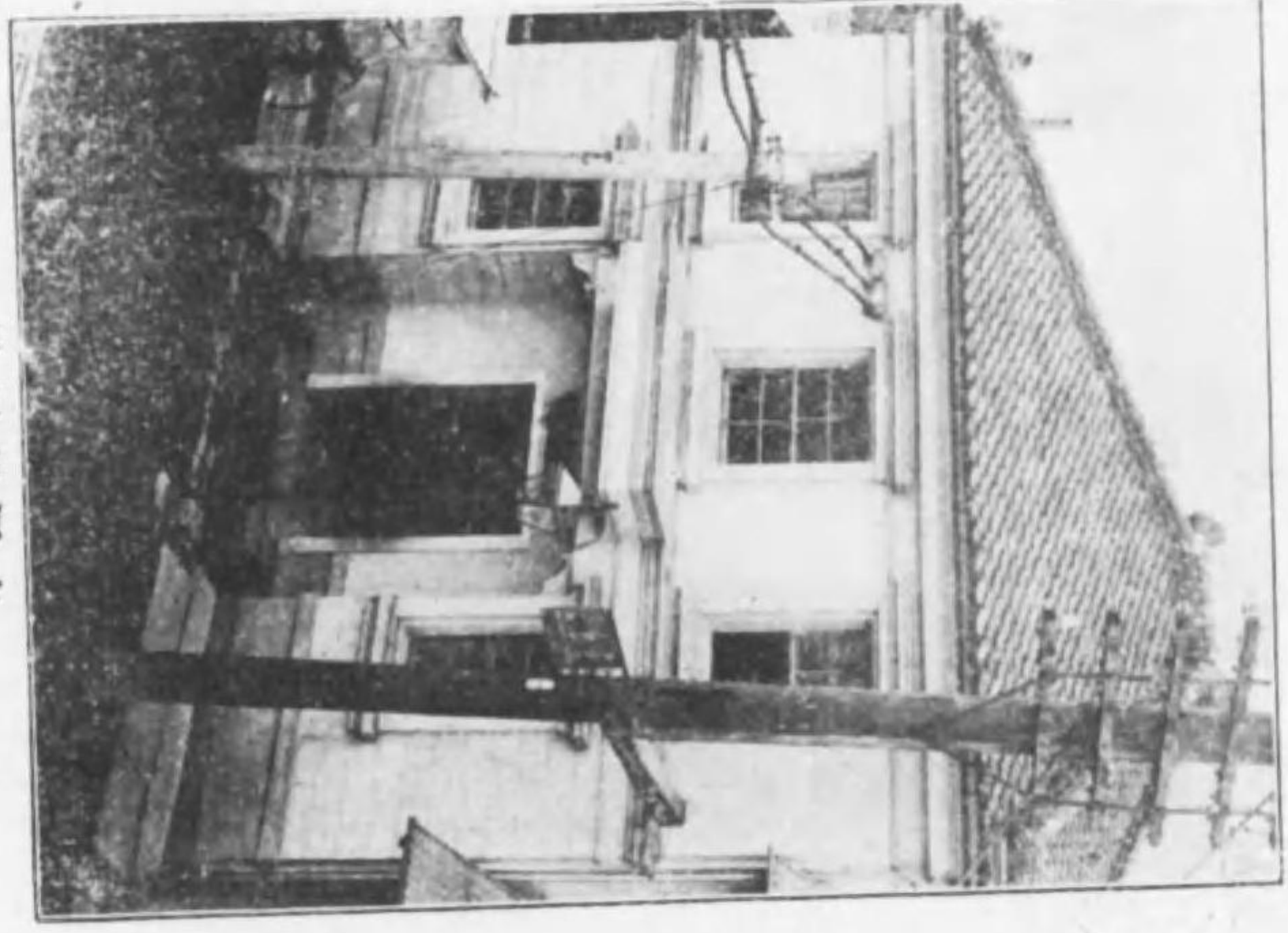
社神何相言無



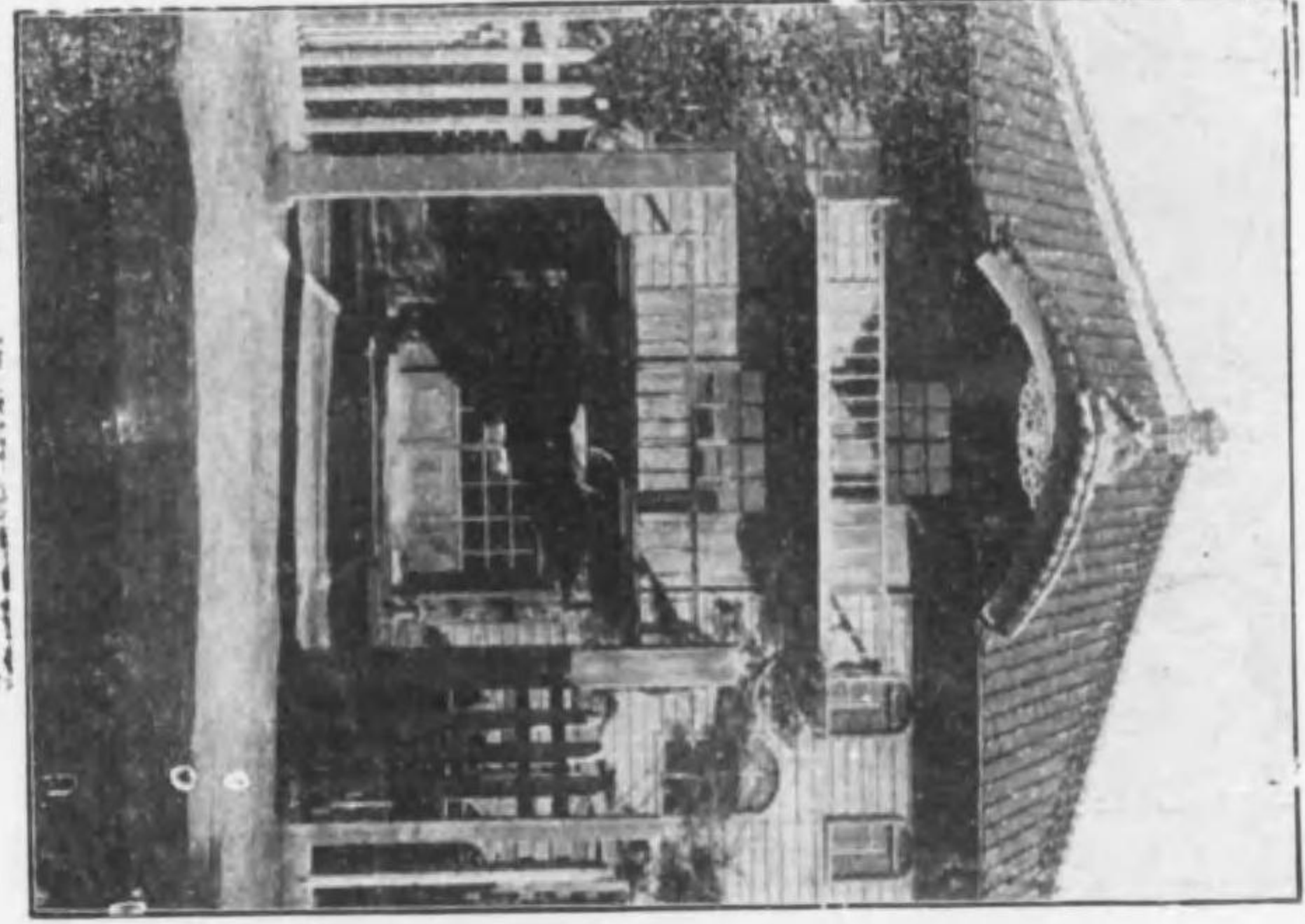
古河停車場



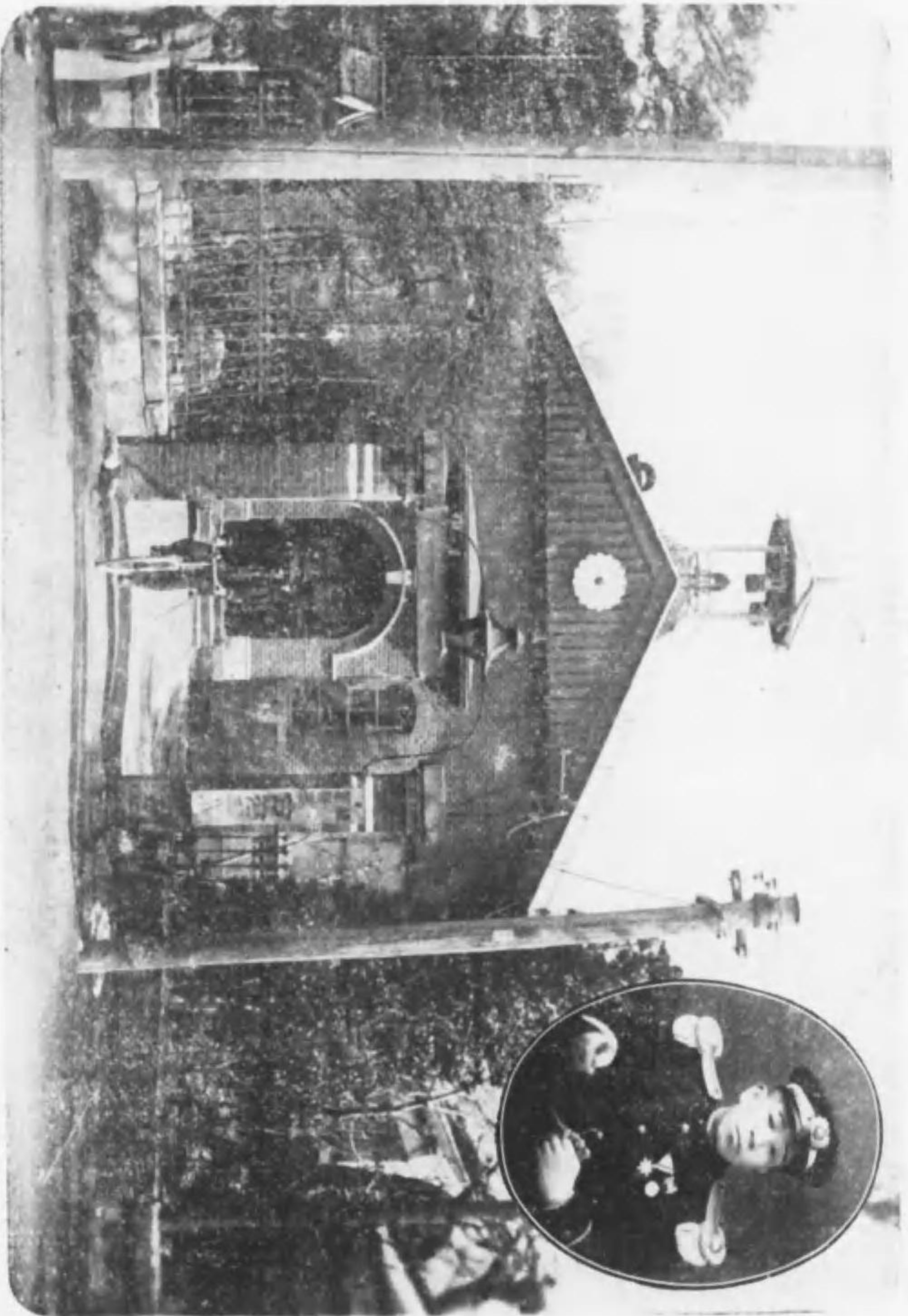
古河女子高等小學校



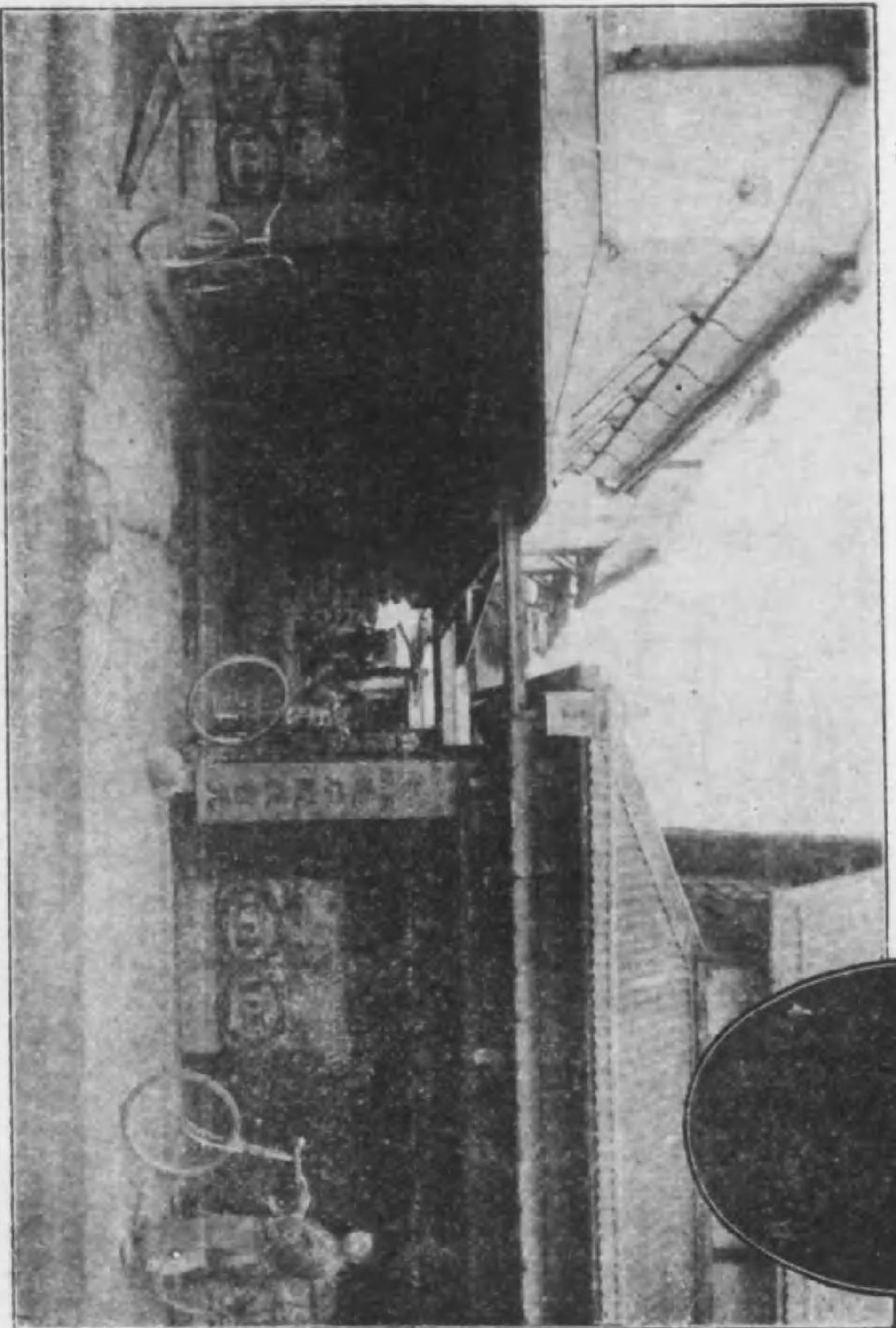
古河郵便局



古河男子高等小學校



古河警察分署之署長高島吉氏

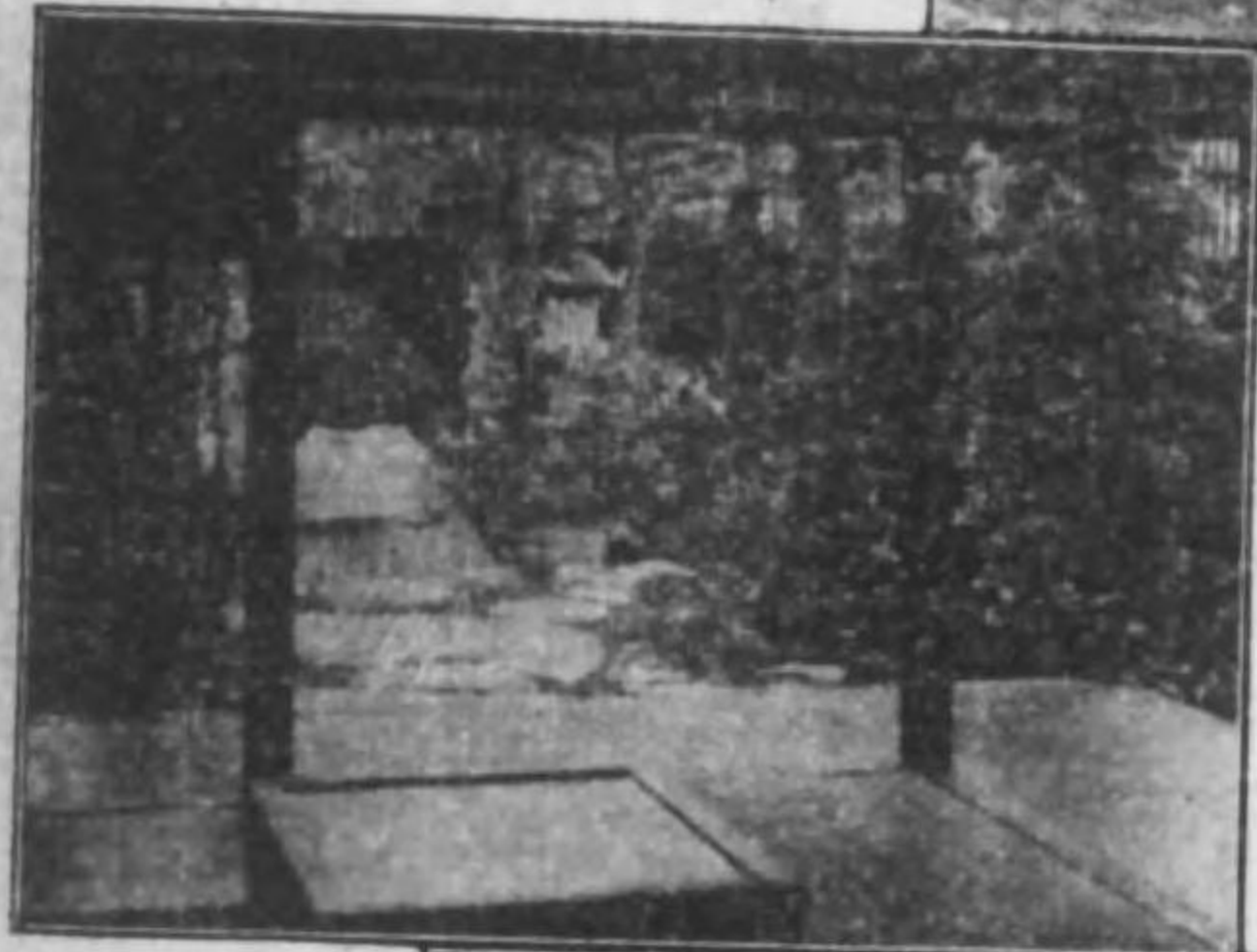


古河町丁目肥料商店之河村業主

牛豚肉問屋
日本
西洋
御料理



優美なる
切手調進仕候



古河町
うるしや號
家 満 喜
電話四九番

自序

余古河案内編纂に志すこと久し、而も見聞極めて淺く加ふるに近頃雜務繁くして筆を執るの暇なきを恨みたり、適々我郷友會は今歲番山先生の没後二百二十年に相當するを以て、春風貽蕩桃花爛熳たる四月十日を卜して盛大なる祭事を行はんとするや、幸ひに滿天下諸賢の賛成を得て、奮て参列せんことを申込む者頻々として相踵ぐ、是に於てか参列者諸賢の爲め且は祭典紀念として、案内記なかるべからざることをなりしかば、人の勸むるに任せて決然稿を起せしは三月の上旬なりき。期日切迫して餘す所僅に三十日、如何はせんと傾首熟慮の末、當町田村美之吉氏にはかりしに、氏は大いに此舉を賛し其一部を分擔せんことを快諾せられたり、農商工業の一斑、行政交通産業等最も困難なる調査を遂げて編纂に努められたり、されば此の書半ばは氏の盡力に成りしものといふべく、誠意を捧げて謝辞を呈せざるを得ざるなり。

以上述べし如く本書は余が二十日に滿たぬ短時日の間に、あはたしく書き記し、ものなれば、多く材料を蒐集して比較研究せん餘日もなく、自ら林野を跋歩して實地踏査を遂げん暇もなく、淺薄なる知識を以て、漫然筆を下し、ものなれば固よりあらぬひが事も多かるべきを信じて疑はざるなり。

43. 4. 14
内交

さはいへ他日版を改めん時を期して誤れるを正し、足らざるを補ひ、聊完璧に近からしめんとす。見ん人煩を厭はず、周到なる注意と指導とを吝むなくんば幸ひなり。

終りに、本書所載の事項を調査するに際し、自らその任に當られ又は種々便宜を與へられし役場吏員其他の諸賢非常に多し、記して茲に其厚意を謝す。

明治四十三年三月二十一日

庭の梅今を盛りと咲き満ちて

吹き入る風も香に匂ふ書窓の下にて

旭櫻 中村 正躬 識

古河案内目次

一 位置及四隣	一
一 地勢及氣候	一
一 戸數人口及土地	二
一 歴 史	四
附著名の人物	一七
一 行政 一班	二九
一 教育 一班	三二
一 農業 一班	三七
一 商工業 一班	四三
一 運輸 交通	九四

一古河町略圖	五二
一名勝	五三
一古蹟	五八
一神社	六六
一寺院	八二
附錄	
職員錄	九六

古河案内目次終

古河案内

○位地及四隣

古河町は茨城縣の管轄に屬し、下総國猿島郡の西北隅に位する一町にして、古河原、悪戸の三大字より成る、東京市を距ること北方十六里奥羽街道の一驛たり、水戸市を距る西方二十三里の地点を占め、東西三十二町南北一里十町を有す、北は栃木縣下都賀郡野木村に接し西は思、渡良瀬の諸川を隔て、栃木縣藤岡町及埼玉縣川邊村に面す、南は全郡新郷村に隣し東は勝鹿村に界す。

○地勢及氣候

關東平野の中央に位するを以て土地極めて平坦絶えて丘陵の起伏するものを見ず然れども西方一帶思、渡良瀬の二川環流するを以て、土地概して低く水田遠く連り數里の堤塘を以て河水の浸入を防止すと雖も、夏季暴風雨の襲來あるや河水忽ち汎濫して堤防を破壊し、怒濤狂奔田畑を浸し家屋を流し、酸鼻に堪へざる慘狀を來すこと往々あり、東方一帶數百町の面積を有する畑打續きて平坦低の如く遂に勝鹿村の山林を望むを得。

市街を中心として四方稍土質を異にすと雖も、地味極めて肥沃農産に富み米麥の産殊に多し。
氣候は温和にして寒暑の差少く、乾濕其宜しきを得たり、然れども冬季は他の地方と同じく西北の風稍多し今左に一ヶ年間の平均温度を示さん。

氣候表及晴雨表

(四十一年)

月	平均温度	晴	雨	曇	月	平均温度	晴	雨	曇
一月	五十二度	二〇	四	七	七月	八十度	一〇	三	一八
二月	五十三度	二二	五	三	八月	八十三度	一八	四	九
三月	五十五度	二二	九	〇	九月	七十三度	一八	六	一六
四月	六十五度	二二	〇	八	十月	六十七度	一六	五	一〇
五月	六十九度	二二	五	五	十一月	六十二度	二八	一	一〇
六月	七十七度	二二	六	三	十二月	五十五度	二五	三	三

○戸数人口及土地

町村制實施の際は戸数二千、人口壹方に満たざる一小都會なりしが、近時商工業の發達殊に製糸業の勃興するに至りて著しく人口の激增を來し、駁々として發展

の運に向へり、今最近の調査に依れば左の如し。

種別	戸数	男	女	計	平均
現在	二、三四七	五、六八二	六、〇一九	一一、七〇一	四九八
現住	二、四一六	六、三九一	六、九九〇	一三、三八一	五五三

又職業に依りて戸数を種別すれば左の如し。

農	工	商	其他
四二五	二六六	一〇一五	一八〇
九五	四三五	一八〇	
合計	二四一六		

土地種目反別

地目	官	有	民
山		二七二七	三七、七二二三
原		二、七四〇二	二〇、一九〇四
溜		二、五〇二〇	
池			
野			
林			

刺さん事を謀る行平見て異なりとし即ち擒にして獻す頼朝大に悦び其功を賞して請ふ所を聽さんどす行平曰く采邑馬を貢くは百姓の大に苦しむ所なり願はくは之を免せられんことを頼朝其の人と異なるを賞す。

元暦年中平氏を西海に撃ちし時行平歸りて良弓を獻す頼朝或は平氏より奪掠せしかを怪む行平其然らざる旨を述べ他の費用を節して求めたる由を解説したりしかば頼朝痛く之を賞賛したり。

建久の初下總に歸るや頼朝親ら書を作つて之を召し頼家をして就て射を學ばしむ是に由て恩眷益渥く書を賜うて行平が子孫永く源家の門族に擬せんことを約す。

行平が頼朝の信賴を得て殊遇せられし事以上の如し行平の嫡子行光嫡孫能光相續て居城せしも其末如何になり行きしか又其子孫の何時頃迄ありしか史傳缺くる所ありて審ならず。

應安年間に至りて上杉左近將監憲榮城主となりしが至徳年中に至りては鎌倉公方の御料に歸し野田有馬允は鎌倉の代官として古河城を守りしも小山義政の乱ありて終に守を失したり。

康正元年鎌倉管領足利成氏今川範忠と戦ひ利あらずして古河城に走る爾來關東の地戦乱相襲き勝敗定めなかりしが成氏の子孫世々古河に居城せしを以て假令威令時に衰ふる事ありしとはいひ古河公方として政令を諸國に發するに至りしかば古

河の地は忽ち重きを關東に稱せられしなり。

初の鎌倉管領足利持氏(成氏の父)勢威大に振ひ京都を凌がんとす偶將軍義持薨す持氏後を嗣ぐの約ありしか義圓立つに及んで持氏望を失ひ義圓と隙あり剩へ執事上杉憲實と善からず憲實屢々其非行を諫めしかば遂に憲實を忌みてみれを撃たんとす憲實上野に走り急を京師に訴へしかば義教奏して持氏征討の論旨を請ひ上杉持房今川範忠をして鎌倉を撃たしむ憲實早く鎌倉を攻め持氏を破りてこれを幽し更に使を幕府に遣はしてこの死を宥めんことを請ひたり然るに義教聽かざりければ持氏及び其子義久遂に自殺せりこれ正に永享十一年正月あり。

時に成氏は永壽王丸と稱し年僅かに六歳なり小八幡祠に匿る、瑞泉寺僧昌在懐いて甲斐に逃れ鍛工が家に居る、遂に信濃に往き大井越前守持光に託す、永享十二年持氏の遺子春王安王(成氏の兄)兵を結城に擧ぐ、大井持光これを聞きて其臣蘆田清野の二人をして永壽王を奉じて結城に入れしむ、然るに嘉吉元年四月十六日城遂に陥り結城氏朝等自殺し春王安王共に擒にせられて美濃に送られ遂に斬らる永壽王丸は猶幼少なるを以て死を宥されて美濃守護土岐左京大夫持益が家に拘せらる。

其後京都には將軍義教の獄せらるゝあり上杉相模守房定關東主なくしてまた變あらんことを憂へ諸將と議して永壽王を奉じて關東を鎮めんことを請ふ、寶徳元年

其請許されしかば鎌倉に入りて管領職を嗣ぎ首服を加へて名を成氏と改む。成氏鎌倉に在るや其臣上杉と快からず、其威權を抑壓して回復を謀らんとするに及び上杉氏の老臣長尾景仲太田資清等兵を率ゐて成氏を襲ふ實に寶徳二年四月十日なり、成氏敗れて江島に逃れしが暫くにして和成り鎌倉に歸る。然るに成氏勢力回復に急にして下を馭する苛酷なりしかば上杉の黨憤怨禁する能はず上野に往て又兵を擧げんことを謀る成氏これを聞き享徳三年十二月二十七日結城武田里見等に命じて憲忠の宅を襲うてこれを殺し、以て持氏が讐を報ゆ。是に於てか上杉の黨は成氏の罪狀を京師に訴へしかば將軍義政今川範忠をして成氏を撃たしむ。範忠東海道の兵を率ゐて鎌倉を攻む、成氏防ぎ戦ひしが利あらず武藏府中に逃れ次いで古河城に據る、所謂下河邊城なり。成氏古河に在るや關東及甲斐の將士を招ぎ勢力發展の素地を作りて大に上杉黨に當らんとす其勢日に月に盛ふ諸將服屬し上総下総安房の地漸く平ぎ將に關東に覇たらんとする勢なりしかば、上杉持朝は川越城を築き、太田資清は岩槻に城き、其子持資(道灌)は江戸城を築きて三城相應呼して古河に備へたりしと雖、成氏の勢力日に盛ふして如何ともする能はず、幕府は關東の諸將をしてこれを討たしめしも効なく益々紛乱するのみなりしかば長祿元年六月二十三日將軍義政は澁川左衛門佐義鏡を以て關東探題となし武藏國蕨に居らしめしも到底成氏の勢力に敵す

べくもあらざりき。

是より於て義鏡は軍主帥を頂きて將士の心を以て成氏に當らんとし、之を京師に請ふ將軍義政は其弟政知を遣はして成氏を撃たしむ、政知伊豆の堀越に居りしかば世に堀越公方といふ。

文明三年三月成氏兵を遣はして政知が軍と三島に戦ひ大に之を破る、然るに先鋒小山結城等敗走しまた顯定が將宇佐美藤三郎なるものに歸路を斷たれたりければ成氏の軍大に破る、是より後成氏の勢力頓に衰へ、六月二十四日には遂に長尾昌賢の軍に壓迫せられて古河城を圍まるゝに至れり、成氏防戦甚た努めたりと雖遂に利あらず、走りて千葉孝胤に據る。

成氏古河を離れてより、武藏及古河の附近大いに乱れ上杉顯定等と戦ひ、一勝一敗殆寧日なかりしが文明十年和議成りて古河に城還る成氏古河を去りて後實に七年なりき。

成氏古河に還り兵馬倭徳の際關東將士の上に立ち獨り嚴然として公方を稱せしが明應六年九月晦病て古河に卒す、年六十四、下野國野渡萬福寺に葬るごふい。

成氏卒して二世公方政氏嗣ぐ、政氏の長子を高基といひしが父子不和を生し骨肉の親を以て、屢干戈を動かすに至れり、其後和成りて政氏は遂に武藏國久喜に退隱す、かくて享祿四年七月十八日卒す、久喜甘棠院に葬る。

三世公方高基父政氏と和せず、走て宇都宮に在りしが後赦されて古河に歸り、父政氏の久喜よ退隱するや、代りて軍務を執る、然れども父子隙を生じ屢干戈を動したるにより威信を墮し、諸將離散する者多かりしかば、終に成氏の盛時に及はざること遠く、遂に北條氏綱をしてこの間隙を乘せしむるに至れり、天文四年十月八日卒す、年五十一長子晴氏嗣ぐ。

四世晴氏に至りて形勢日に非なり、この間北條氏の勢力益振ふに至り嚴として、相武の間に屹立するあり、又一方には小弓公足利義明(政氏の次子)安房上総地方を循へて勢古河を凌ぐ、是に於てか晴氏の兵力日に蹙まるに至れり。

北條氏兼て義明の威名を忌み、謀を晴氏に通じて國府臺に戦ひ義明を滅す。

天文九年十一月廿八日晴氏、氏綱の女を娶る是れより氏綱と交情益々密なり。

天文十二年九月二十六日上杉憲政大に兵を擧げて河越城を圍み使を遣はして助を晴氏に乞ふ、城は北條氏の占むる所憲政回復を企てしなり、氏綱も亦使を遣はして晴氏に説き兵を出すことなからしめんとせしが、晴氏遂に兵を率ゐて憲政を助く、氏綱の子氏康城に在りしが急に憲政が陣を襲ひて大に之れを破る、城將北條綱成は晴氏の營を撃ちてまた大に之れを破りしかば晴氏狼狽して古河に走り歸るこれより晴氏氏康と相好からず、晴氏鎌倉に主たらんと欲して、天文二十三年晴氏將に氏康を攻めんとす、謀洩れ氏康は先つて古河城を攻むること急なり、一色

二階堂梁田沼田防戦したりしと雖も城遂に陥り、晴氏及其子藤氏等擒にせられて相摸波多野に幽せらる、獨子義氏は北條氏の生む所なれば之を赦し、葛西谷に移す、晴氏後赦されて關宿城にあり、かくて其晩年は幽居の狀を以て終り、關宿臺町宗英寺に葬る、時に永祿三年五月二十三日なり。

五世義氏は葛西谷に在りしが氏康晴氏を廢して義氏を立つ時に年十五。

義氏は北條氏の出、氏康氏政の力によりて兎も角も公方の位置を保ち、朝廷幕府の命をも拒み一方の鎮たりしが、天正十年十二月二十六日遂に卒す、一男一女あり、男梅千代丸先て卒す、こゝに古河公方の男統絶ゆ、成氏鎌倉を去り古河に據りしよりこゝに至るまで正に一百二十八年なり。

義氏の女字氏年僅に九歳、家臣等女を奉じて古河城に居る、北條氏政人を遣はしてこれヲ監す、天正十八年豊臣秀吉小田原を攻めし時、古河に北條氏直を征す、家臣等女を護りて城を避け鴻巣に遷る、初め成氏の館する所なり、時に食する所僅に七村即鴻巣、原、七谷、牧野地、新久田、伊賀袋、向古河等なり。

秀吉古河公方の祀の絶えんことを惜み、小弓公義明の孫國朝ヲ命じて義氏の後となし、氏女を以てこれに妻はせ、喜連川地五千石を給す。

文祿中朝鮮の役國朝肥前名古屋に赴き、途に安藝に卒す、秀吉又弟頼氏に命じて後ヲ承けしめ氏女に配す、氏女義親を生む、義親の墓今徳源院にあり、天壽院と

いふ、また氏女の墓も存す。
豊臣秀吉北條氏を鎌倉に滅すと同時に、關東の地を以て徳川家康に與ふ、是に於て古河も亦家康の領となるに至りしかば、家康其臣小笠原秀政を容れて古河城主となす、其後城主を替ふる事頗る頻繁なり今其順を追うて略記せん。

小笠原兵部大輔秀政

天正十八年信州松本より古河に移り幾干もなく信州飯田に所替 (三万石)

松平丹波守康長

慶長七年上州白井より移り住み後常州笠間に所替 (二万石)

小笠原左衛門佐信之

慶長十七年武州本庄より來り住み、嫡子左衛門佐信政に傳へ、後同國關宿へ所替 (二万石)

奥平美作守忠昌

元和五年十月二十日野州宇都宮より移り住む程無く再び宇都宮へ還る (十一万石)

永井右近大夫直勝

元和八年十二月七日常州笠間より移り來り、息信濃守尙政へ至りて城州淀城に所替 (九万石)

土井大炊頭利勝

欠

欠

二日職を辞して隱居せり。
利位また學事に心を留め、文政十三年九月盈科堂の記を作り、候自書して講堂に掲げられたり。

後利亨、利則を経て現代利與公に傳ふ、時に幕末開港攘夷の論天下に喧しく、紛々擾々世は苟こもの如く乱れて徳川幕府終に大政を奉還するに至りしかば、諸侯と共に藩籍を奉還して藩知事に列せらる、當時藩士と稱せしもの千余戸に及びしが各家祿を奉還して農商の業に歸し以て今日に及べり。
藩主利與公は其後子爵を授けられて華族に列し、現に東京本郷曙町の邸内に住せらる。

附 著名の人物

一、熊澤伯繼

墓は古河町を去る東、半里、勝鹿村大字大堤正源山鮭延寺に在りて、妻矢部氏の墓と相並べり、墓碑苔むして雜草の下に隠れ、偉人の英靈を吊ふもの往々其所在を知るに困みしが、明治十四年車駕東北御巡幸の際岡山人にして職を栃木縣に奉せし片山重範氏は此有様を見て慨嘆措く能はず、池田侯に請ひて墓所修理を企て石を疊みて礎となし石柵を回らし、其中に二基の墓碑を立て以て今日の有様とな

れり。
 一代の偉人として世人の崇敬深き伯繼埋骨の地はかくして修理せられたりしが、
 去る者は日々に疎き世の習ひとて、遙々英魂を慰めんとして來る者も稀れになり行
 きて、墓側の楓葉紅葉る秋、祭後の櫻花笑ふの春、空しく雨露の守るに委するの
 み。

寺は鮭延越前寺の開基する所にして以前は伯繼の遺物を藏する事も多かりしが、
 何時の年なりけん祝融の災に罹りて、悉く灰燼と消え失せし由、寺僧は物語りの
 口惜しき事の限りといふべし。

伯繼の事蹟に付ては記し、書も多ければ事々しく茲に記す要なしといへども、一
 代の偉人然も暗々裏々其徳化を蒙れる古河町の案内記として、聊か叙する所なき
 能はず。

熊澤伯繼は次郎八と稱し後助右衛門と更む、隱居して氏を蕃山といひしかば茲に
 蕃山先生と稱せり、本姓は野尻氏、其先は尾張の人なり、父は一利といひ、また
 藤兵衛と稱す、熊澤守久の女を娶り蕃山を京師に生む、守久水戸の徳川威公に仕
 へしが蕃山は八歳の時より守久の養ふ所となりしを以て、また水戸に在り終に熊
 澤氏を冒すに至りぬ、年十六にして備前候池田光政に仕へ祿七百石を受く。

寛永十四年鳥原の乱あり、蕃山戦に加はらんと欲せしが、未だ元服せざるの故を

以て其希望を達する能はず。

池田侯蕃山の人となりを異とし、將軍大に用ふる所あらんとせしに蕃山之を辞し
 學未だ成らざればとて請うて京師に遊學す、時に寛永十八年蕃山二十三歳なり。
 蕃山近江の中江藤樹先生道徳一世に高きを聞き、百方苦心して終に其門に入るを
 得たり、蕃山留りて業を受くる事期年ならずして孝經大學中庸に通じ、退て江東
 に寓す。

藤樹適王守仁の書を讀てこれを悦び其の良知の説を擧げて、以て蕃山に授く。

時に光政勵精治を圖り、蕃山の學徳日進むを聞き、人を遣はしてこれを招ぐ、
 是に於て蕃山再び備前に至る、時に歳二十七歳。

旬月の間委ぬるに國政を以てす祿三千石を食む。

蕃山備前の重臣として樞機に參與するや身を提けてこれに當る。

承應三年洪水ありて餓死する者九万人に及ぶや、悉く府帑を發して窮民を救ひ、
 また水利を妙解し乃ち建言して溝洫を通し、堤防を造り以て旱魃洪水に備ふ、馬
 上指して利害を説き水利を修め其功久遠に見はる、邊疆の地武備の薄きを見るや
 乃ち地を相し田を墾せしめ土民をして土着せしむ、また吏を派して土地の肥瘠を
 檢視せしめ年貢の高を定む、民皆其處を得て安堵す。
 是に於て治績大に擧り名聲噴々他藩を壓す、嘗て侯に従つて屢江戸に行く、諸貴

人其名を聞き、争ひて其の門に詣り見んことを求む、紀伊南龍公、松平信綱、板倉重矩、堀田正俊、久世廣之、板倉重宗等皆其の人となりを欽慕す。

將軍家光將に蕃山を召さんとせしも、會薨去に依りて果さず。

蕃山の備前より於けるや、銳意治を圖り、學を興し、有爲の才を養ひ、而して大に爲す所あらんとせしが、終に同僚と隙ありて、常に其反抗を招ぐに至れり、適和氣郡に狩して馬より墜ち足を傷く、稍遜世の意あり。

明暦四年病と稱して祿を辞す、時に年三十九、備前國和氣郡伊里莊蕃山村に引き籠る是に於て通稱熊澤助右衛門を改めて蕃山了介といふ、後數年にして京都に出で、上御靈の邊に住す。

これより蕃山京にある事十一年この間學を講じたりしかば、一條左大臣教保、久我廣通を始めとして公卿武家の其門に遊びて其説を聞く者多し。

適議者ありて所司代牧野親成に訴ふる者あり、終に退京を命せらる。

蕃山の退京に就ては猶他に原因ありしものゝ如し。

これより去て芳野に隠れしが、再び去て山城國鹿脊山に遷れたり後三度播磨明石に移り一切世事を避けんとして板倉重矩に圖る重矩これを大老酒井忠清に通じ、重矩亦當時り明石侯松平信之に依頼す、是に於て蕃山明石に移る實に寛文九年五十一歳の時なり。

蕃山明石に在り城下より數里を隔てたる大山寺といふ山寺の傍に、とある庵を結びて、息遊軒と名け自らは息遊子と稱せり、かくて居ること十年延寶七年信之封を大和國郡山に移さるゝに及び、蕃山亦移て矢田山に居る時に年六十一。

かくて矢田山にあること八年にして、貞享四年に信之復封を古河に移されしかば亦從て古河に來れり時に年六十九。

其年十月上書して政治上の事を論じ、言偶々幕議に觸れて譴を得て禁錮せられ頼政廓に住す、今の頼政神社の南方に當るといふ。

一説に鷹匠町とあり、さらば學校の附近にてもあらん暫く疑を存し置く。

蕃山の罪を獲し源因は意見書即ち大學或問なりといふ然れどもこの時に於ては蕃山の意見書なくも罪を得ざるべからざる時期に際會せしものなるべし。

蕃山の保護者たりし正俊の貞享元年八月に信之の同しき三年七月に卒したりしは蕃山にとりてはこの上なき障壁を除去せられたるものといふべく、蕃山を好まざる反對黨の爲に陥れられこの獄を生じたるものと見るべし。

かくて古河に禁錮せらるゝ事五年にして、遂に元祿四年八月十七日病て卒す年七十三儒禮を以て鮭延寺に葬る。

初の備前に在りて子あり、光政の子輝祿を養ふて祿を讓る、後四男を生む、長は右七郎といひ蕃山を氏として備前に仕ふ、次を左七郎といひ野尻を氏として明石

に仕ふ、三を武三郎といひ本多下野守に仕ふ、四を左四郎といひ亦明石に仕ふ。妻は矢部氏元祿元年八月二十一日蕃山に先つて古河に没し鮭延寺に葬る蕃山と相隣接す。

矢部氏名はイナといふ、矢部刑部左衛門の娘にして寛永十一年甲戌播州姫路に生る蕃山が流浪隠遁に従つて諸方に至りしが遂に先んじて没す年五十五。

二、田代三喜

田代三喜又の名は導道、字祖範、寛正六年四月八日を以て越世に生る、年十二醫に志あり遂に妙心寺派の某寺に入り僧となる、二十二歳にして遣明使に従ひて明に入り留り學ぶこと十二年、諸州に歴遊し所在名家の門を訪ひ、其の尤を擇び其の願を探り、得る所深く且大あり、明應元年方書數冊を携て我邦に歸る、是れぞ我邦に李朱醫學の入り初めし時なりける、三喜學成りて東歸し、初め鎌倉の圓覺寺内の江春庵に居し、後下野の足利に移る蓋し當時文藝の盛なる東國に於ては足利に過ぐる所なかりしを以てなり、時に足利成氏公方を稱して古河にあり、其名を聞き延請頗る急なり、乃ち請に應じて古河に移る時に永正六年即四十五歳なりこれより其の名聲四方に宣揚し、古河三喜と稱せられ、時人目して醫仙となす我邦古より醫の名家頗る多く其地を以て稱せらるゝもの甲斐の徳本、土佐の道壽、嵯峨の意安等數人に過ぎず三喜の古河を以て姓字の如く稱せらるゝ實に其業の盛

に其術の精しかりしを思ふべきなり、三喜の學は門生に古道三を得て以て世に遺るに至れり、古道三絶世の才を懷て其の説を紹ぎ、自説を立て門戸を輦轂の下に張り歴世將家の尙樂たり、三喜古道三を得て其説益々世の仰望する所となる、かくて天文六年二月十九日を以て病で卒す、年七十三。

後三喜を慕ふもの像をつくりて以て祀る、古來醫人にして像祀せられしもの鑿真と三喜となり、鑿真は奈良時代に於て律宗を開きたる人、故に然もあるべし、三喜に至りては則ち大醫なりしが爲のみ亦偉ならずや。

三喜の像は長二尺五寸餘手に執りし物散落して空擧の如く見ゆ服は代赭色にして梅菊の紋ちらしなり、平ぐけの帶黒き十徳を着せるものにして初め古河臺町の高橋三貞とて三喜の弟子すちの醫師持傳へしを後故ありて長谷村一向寺に永くをさめ近頃まで同寺にありしが先年一向寺焼失の際終に灰燼に歸せり、惜しみても猶餘りありといふべし。

三喜の墓の所在は今確に知るべからざれども長谷村永遷院にありし事疑ひなしとぞ、全院内に三喜松と號して七八尺廻りの古松一株近き程まで存して三喜の墓印なりといひ傳へきたりしを、その古松枯れぬる跡に樅の樹うゑ續しが此樹も今は三尺程まはるべしと古老の物語りし由古河志に見えたり。

三、猪苗代兼裁

猪苗代兼裁は奥州猪苗代の人にして父を式部少輔成實といひ奥州の名家なり、兼裁の出生に就きては種々の傳説あり。

野史に曰く文明元年村主石部丹後守一女子あり狀貌極めて醜劣、壯年に至りて偶なし、因て之を邑の菅神廟に祈る一夜異人あり來りて梅花一朵を左袖に投ずると夢みて乃ち娠み十三ヶ月を経て一男子を擧ぐ之を兼裁と名く云々、幼にして武門を嫌ひ文事に心を潜めしか終に京都に上りて有名なる珠玉庵宗砥老人につきて連歌を學びその奥儀を極めて終に宗砥門下の高弟となるに至れり。

されば名聲天下に聞ゆしかば後土御門天皇御製の連歌を下し賜はり兼裁勅を奉じて批点を進むる事も數々なり、又將軍義政は兼裁を召して宗匠とし道の事を尋ねたりといふ。

宗砥北國に旅せし時、文龜二年箱根山を越ぬ湯本と云へし所にて病死せしかば駿河國定輪寺と云へる寺に葬りしを兼裁傳へ聞きて岩城より遙々湯本まで來りて甲斐なき墓に詣でしとぞ。

かくて後年老いて京都への通ひも漸く困難となりしかば白河の關近き邊に庵を結び耕閑軒と呼び又相國坊と名けて住むこと十年遂に中風に罹りて、足の運びも心のまゝならぬを、辛うじて古河に來り當時關東の名醫として其名世に聞ゆし江春庵田代三喜にあひてその療治を受けしが、永正七年六月六日終に卒せり、野渡村

万福寺に葬る、遺言に依りて墓の印に櫻を植う、樹下に一墓碑あり文化六年兼裁三百回忌に相當せしを以て正定寺住持の建つる所、高サ三尺五寸巾二尺許にて表面中央に耕閑軒法橋兼裁翁墳とし右に永正七庚午六月六日卒、左に花ちりて名のみ残るや墳櫻と記せり。

兼裁の略歴については以上の如くなれど古河町の何處に居住せしにか一説には古河城廓内櫻町といふ所は、昔兼裁が古河公方より移されし時此所に居住して家の邊櫻を數多植ゑ置きたる跡あれば今にその名の残れるなりと、されば兼裁の住居せしは現今猶存する櫻町と見て可なるべし。

四、應見泉石

應見泉石は諱を忠常字を伯直通稱を十郎左衛門といひ楓所又可琴軒と號せり、天明五年六月二十九日古河に生れ江戸藩邸に移りしが幼より群童に傑出する所あり文化十年には用人となり天保二年國老に進み藩主土井利位の大坂城代より老中となり幕政を執りし間、毎に左右に侍して前後二十年間よく補佐の任を全うせり。

二十歳の頃より洋學に志し、身を終るまで勉學倦まず、世界の大事に通じ國防に苦心する所あり、逸早く開港論を唱ふ、其論旨最適切なり。

老中を補佐して江戸に在るや廣く蘭學者と交り杉田玄白、同成郷、大槻玄澤、司馬江漢、桂川甫賢、同甫周、同甫安、宇多川榕庵、箕作阮甫、及び省吾秋坪等は

最も親善せし所なり、この外川路左衛門尉、江川太郎左衛門、高島秋帆等とも親しかりし事は現今保存する數百通の書簡に依りて明かなり、殊に渡邊華山は泉石に師事して蘭學を修めたる程あれば其交情も厚かりき、この他石川櫻所も泉石に師事したる一人にして晩年の門人なり、川路も蘭學の教授を受けん事を申込みしも奈良奉行に轉せしを以て果さず、又屢佐久間修理の來りし由泉石日記によりて明かなり。

候の幕相を退きて後も其交友益々多きを加へしが藩中私に喜ばざるものあり、加之泉石は一藩に關する重大事件に就ては直諫敢て一步も退かざりしかば、候の怒に觸れて遂に古河に家に移さるべからざるに至れり、時に弘化三年なり、これより學事に深く身を委ね、新譯和蘭國全圖の上梓、蝦夷北蝦夷地圖の撰其他の著あり。

かくて安政五年七月病で卒す正麟寺に葬る、享年七十四、其墓銘は大槻磐溪の撰む所なり。

文化文政の頃、英露の諸國我が南北を窺ふ事急にして、國防の忽にすべからざるを絶叫する者ありしが、泉石亦茲に感ずる所あり大に國防を講せんとして、先づ西洋の事情を採知せんが爲め蘭學地理を研究したり、曾て露國に漂流せし大黒屋光太夫に就きて露語を學び蝦夷北蝦夷の地圖を蒐集し、黒龍江西比利亞邊より露

の本國までの精密なる地圖を自ら謄寫し又世界歴史に關する書を集む、地圖の如きは内外を并せて八百種に近しといふ。

嘉永年間米艦渡來の際書きしものならんといふ愚意と稱する泉石起草の國防論あり、之に依れば氏が開港論者としての面目を窺ふを得べく其卓見實に敬服すべきものあり先づ曰く

追々被仰出候趣年來の懸意と符合仕不好儀ながら本望奉存候然るに十ヶ年も以前被仰出軍艦砲等疾に御製造防禦之諸勢訓練習熟御全備御座候は、當夏の如くにて仕兼可申御手後れの所残念に奉存候

と書きて軍備を嚴重にすべきを説き或は亞細亞の不振を説いて西洋の發達に及び或は隣邦の悲運を舒し、或は軍法の一端を説きて縷々數百言に及び次に

一体貴賤共世上並の交り不仕候ては難相成近隣は別て懸意仕候習の如く、當今五大洲の諸國何れも通信通商專の世並と相成日本斗御交り無御座候ては往々相濟申間敷候哉

と開港の止み難きを論じ、終りに

猶軍艦砲御製造渡海測量術等心得候蘭人も被召呼夫々習熟被仰付相揃候上は地球中巡見使軍艦にて渡海測量被仰付日本製の地球圖、國々の風俗の書著述出來候は、亞細亞の第一にて英吉利國にも勝り候強勢の御國と相成何國よ

りも難題等申出候事相成間敷貴賤の御安堵不過之奉存候

と述べて兵學航海測量等に達せし洋人を聘しこれに就て學び海軍を興し其準備整は、巡見使を地球中へ出し各國の文明を調査し以て大に彼を採らんとしたるなり、即ち明治初年に實行したる事をこの時既に主張せるなり。

其著新譯和蘭全圖、蝦夷北蝦夷の地圖等は頗正確緻密にして現時のものに比して遜色なし、之に依りて如何に其調査の綿密にして、學識の深遠なりしかを推知するに足る。

前述の如く泉石の地理研究及海防の意見等は當時に卓越せし所なり幕府の名士川路左衛門尉よりの手簡に曰く

先達ては度々の御細書千万忝候不相替とは乍申國家の爲御苦心の程感歎致候義に御座候蝦夷の事など三十年餘も御教示則被御遣候御書面を其懸の人々へも拜見爲致候僕が蝦夷の事は鷹見翁の御傳と申て物語り候義に御座候其海防の御確論是又別段と感服候云々

之に依りて泉石の意見が當路の人に重視せらりし一端を推知すべし。

又越前大野の土井能登守が逸早く安政の頃に蝦夷の開拓に着手し莫大なる利益を收めたることあり、能登守は聰明の聞え高く蘭學を好みて泉石に質問せられし書簡なほ數十通を存す、其開拓志したるも正しく泉石の力多きに居る。

かくの如き一偉人も自ら警戒して極度の緘黙を守り其他種々の事情あり間然として自ら修め空しく北総の一隅に隠れて自ら名を求むることを爲さず且つ門弟を養ふこと少なかりしかば其没後名聲何時しか絶えて永く著はれざりしも近年漸く世に紹介せられて學者の知る所となるに至れり。

○行政一班

當町の行政は老練家の稱ある町長助役及收入役外數名の役場吏員事務に當り、別に全町を四十二區に區分し各區に總代を置き役場と各戸との連絡を計り、議政は町會議員二十四名を以て組織せられ共に能く町是の發展に務めつゝあり、而して財政に就ての總額歳入一万四千圓を達す、而して當町課税總額は九万五千三百五拾八圓七拾錢の多額に上り、四年前の戦役中三十七年度より一万二千圓餘増額を示せり、今各種税額を表に記せば左の如し。

土地に關する公課

科	目	三十七年度	四十一年度
國	税		
	地租	四、六八一、六九一	六、四五〇、五八五

科 目	當町財政 歳入之部	
	三十七年度	四十一年度
財 産 收 入	一八六,三五〇	四〇,二〇〇
使 用 料 及 手 数 料	二,九〇九,八三七	一,五九一,八一〇
雜 收 入	五七九,六〇一	一,一〇七,九九六
交 附 金	九,七一八,五二〇	一,二〇一,九九五
町 村 税	一三,三九四,三〇八	一四,八九五,二〇一
計		
其 他 税	六,八二九,三九〇	九,八八五,四〇五
戶 別 割	五,八五四,〇二〇	六,五七八,三三〇
營 業 税	二,七二六,三二〇	四,三三七,三五〇
所 得 税	六二一,〇九〇	六七三,九二〇
授 業 料	二,六三四,五〇〇	一,五四七,六〇〇
計	一一,八三五,九三〇	一三,一三七,二〇〇
總 額	八三,五一二,九四一	九五,三五八,七〇〇

科 目	土地以外の公課	
	三十七年度	四十一年度
縣 税	二,八一三,三一〇	四,〇三七,五二〇
國 税	四三,〇三六,二八〇	四一,三二一,三〇〇
所 得 税	四,八五九,二四〇	三,五九四,四八〇
酒 造 税	七,九三三,四七〇	一四,八〇九,二八〇
營 業 油 税	五八,六四二,三〇〇	六三,七六二,五八〇
計	八一九,〇六〇	二,二一一,五八〇
戶 別 割	一,〇六〇,二〇〇	一,四七七,七三〇
營 業 割	九二七	一,四七五,九二〇
全 附 加 税	一,八〇五,〇八〇	二,六九九,九七五
賦 種 金	二,二一七,六〇〇	二,〇二〇,二〇〇
計		
町 村 税	一,〇四二,八一〇	一,六五一,四五〇
地 租 割	四八〇,八二〇	四七一,八八〇
計	六,二〇五,三二一	八,五七三,五一五

財 政 歳出之部

科 目	三十七年度	四十一年度
役 會 士 教 衛 勸 救	二、三二七、九三六	三、七二六、四八五
場 議 木 育 生 業 助	三二、一六〇	四九、〇一〇
費 費 費 費 費 費	一三、八二〇	一五四、四五五
	一一、五七七、四一五	八、〇五〇、六七七
	六四、五九五	一二七、六九〇
	二、八三〇	七二、〇〇〇
	二、八三〇	一一、〇五〇
計	一四、〇三六、七五六	一一、一九一、三六七

○教育一班

(1) 小學校

昔時徳川氏の時文教興隆各藩學校を建設するや古河藩も亦一の藩校を興して盈科堂と名け盛に子弟を教育せしが明治維新の後小學校學制の頒布せらるゝや五年十二月始て公立小學校を設立したり此時は千葉縣の管轄に屬して士族校市街校の二

校よ分れたりしが七年三月更に甲乙丙丁の四校に分ち、十年二月四校を合一して始めて古河小學校と稱するに至れり、其後明治十九年に至り學制變更の結果市町村立小學校を改めて尋常高等の二校に分つ事となりしを以て字一丁目の校舎を尋常小學校とし字横山町の校舎を高等小學校となすに至れり。
爾來教育旺盛人口増加に伴ふ就學兒童の増加率は長足の進歩を來し尋常高等二校とも狹隘を告ぐるに至りしかば屢増築を行ひしが遂に收容する能はざるに至り明治三十六年町會の決議を経て一大校舎建築の企畫成り地を東鷹匠町にトして翌年一月工を起すに至りしが十月に至りて功を竣へ神嘗祭の佳辰をトして開校式を擧げたり敷地三千坪建坪五百坪新築に要せし費額殆んど二万円に近し。
此新校舎は尋常小學校に充用せられ從來横山町に在りし高等小學校は舊來の尋常小學校舎を以て充つるに至れり。
明治四十年三月文部省令第一號に依り義務教育年限延長の結果四十二年四月より舊來の尋常小學校及び高等小學校を廢し新し男子女子の二校を置きて共尋常高等二科を併置する事となりしより從來の高等小學校舎を男子尋常高等小學校に充て尋常小學校舎を女子尋常小學校に充てしが年々増加する小學兒童を收容するに足らず且つ男子校舎は明治十五年の築造に係り追々老廢に歸するのみならず三階建にして教授上不便少なからざれば四十二年改築の議を決し地を古河町東裏字南

三、九八三
一九、〇〇〇
一七、〇〇〇
六、四五〇
六、〇八〇
五九、一七三

在籍兒童

學年	尋常科		高等科		總計
	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	
第一學年	一二八	一三二	二八	一〇一	七六八
第二學年	一三八	一四	七三	二八	一〇一
第三學年	一〇〇	五五	六一七	六六	六八五
第四學年	一〇〇	八七	六一六	六一	六八五
第五學年	一〇〇	八七	六一六	六一	六八五
第六學年	一〇〇	八七	六一六	六一	六八五
計	一四九	一四五	一四九	一四五	一四五三
男	一二八	一三二	二八	一〇一	七六八
女	一二八	一三二	二八	一〇一	七六八
計	一四九	一四五	一四九	一四五	一四五三

男子小學校にては正教科の外に青年夜學會を起して之を附設し冬季に於て商家の

徒弟を集め毎夜二時間修身國語算術等の學科を教授しつゝあり、在籍者百餘名教師は全校の訓導交替に之に當り熱心な指導に努め居れば、爲に青年子弟の風紀改善の實あらはれ、町民其勞を多とする者多し。

女子小學校にては去る三十七年より特別教授を開始し全町の子守を集めて毎日正教科の時間外二時間づゝ修身國語算術唱歌等を教授す籍兒童は目下數十名各小供を奮負ひしまゝ、修學に餘念なし適々參觀する者無限の感慨にうたるゝを常とす。

當町教育の状況斯の如く日進の勢を以て進歩するや年々小學教科を卒業する者百名内外に及び猶高等の學術を修めんとする者は笈を負ひて他郷に遊學せざるべからず、町民今や擧つて之を不便なりとし、當町に中學并高等女學校の設立せられん事を望むと雖も、種々なる事情に妨げられて、未だ其實を擧ぐる能はず。

(2) 私立盈科學校

宇西代官町葦梅園の一部を占む中學程度にして蔭山新七郎之を主宰す、目下生徒は五十名許に過ぎざれども教師は何れも熱心に指導して諄々倦む事を知らざる有様なれば生徒は數里外の地より通學する者も多く本校出身者にして進んで高等の學校に入學せし者は學術操行共に秀拔の成績ありといふ。

○農業一班

當町は商業地ありと雖猶農業に従事する者少なからず今町役場の統計に寄り之を
表に示せば左の如し

農業者戸數及人員

農 業	戸 數		人 員		計
	農 業	兼 業	男	女	
農 業	一八〇	八〇〇	五五〇	三五〇	九〇〇
兼 業	九八〇	二、四五〇	一、九〇〇	一、七〇〇	三、六〇〇
計			二、四五〇	二、〇五〇	四、五〇〇

農業以外の職業別人員

戸 數	商	工	漁	雜	計
一、〇六九	二八七	二	七八		一、四三六

町農會員々數

本町内居住會員 耕地又は牧場を 有する會員	耕作に従事 する會員	他町村居住者にて本町 内に耕地を有する會員	計
六二〇	四二〇	三三三	一、四一三

以上の如く會員總計千四百十三名を有する町農會は商業地なりとて決して緩かせ
にすべからずとし會長盡力の結果近年漸く改良發展の策を講ずるに至り四十三年
度豫定事業及經費豫定左の如く定む。

豫定事業

- 一、前年に繼續し灌水撰種害虫驅除麥奴豫防短冊形苗代蔬菜園獎勵等勵行する事
- 一、野鼠驅除施行煙草試作獎勵堆肥指導設置の事
- 一、堆積肥料傳習所設置、模範耕作組合設置の事
- 一、俵穀品評會及麥作品評會を開催する事

經費豫算

內 譯		內 譯	
一金百七十七圓五十錢	歳入總高	一金百七十七圓五十錢	歳出總高
百拾圓	町費補助金	百十四圓	事務所費
四十二圓五十錢	郡費補助金	壹圓	會議費
拾五圓	郡農會補助金	十四圓	郡農會分担金
十圓	前年度繰越金	四十八圓五十錢	事業及獎勵費

次に耕地及生産物を記せば左の如し
町村内外耕作反別

桑	茶	批	葡	梨	桃	菜	薑	ら	土	三	葱	南	胡	漬	荷
								つ		當	ッ				
								き							
									把	豆	よ	歸	葉	瓜	瓜
一、八、〇〇〇	六、二〇〇		三〇〇八	二〇〇〇	二四〇〇	七五〇〇	五四二五	二二五	七〇〇〇	七二〇	四二〇〇	一一、二六〇	一、四〇二〇	一、八六一五	三、九四〇七
一、八八八	二五〇		三五〇	三〇〇	三〇〇	七五〇	一九一五	一五〇	二、一〇〇	四四〇	一、二六〇	六、七八三	五、六〇八	二六、〇六一	三一、五二五
			二五、八一三、〇三七	八七、五〇〇	六〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一一二、五〇〇	三八三、〇〇〇	二四、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	一一、二二〇、九四〇	一一、三三六、四八〇	七八一、八三〇	一、一〇三、三六五
			二七九、〇〇〇												四五、〇〇〇

畜産及雜産物

養蠶收入總額八千五百七十四圓、畜産總額七千三百七十七圓にして此内には牛十八頭に對する牛乳及鶏二千羽の卵及畜豚百頭等の生産額を算す、此他水産の百五十八圓、桐、シロの總額壹万圓、野草堆肥及雜産物壹万圓に達し、農産總額拾四万四千八百七十八圓を算す。

以上表記の内比較的蔬菜の産額多く且つ近接せる新郷村、勝鹿村等より産出する蔬菜巨額に達し他に輸出する量も少からず、當地方の持有物産として優に奨励すべきものと見とめ、茨城農會及猿島郡農會は特に蔬菜摸範圍を設置し、縣の摸範圍は中里中之助郡の摸範圍は田村竹藏を擔當人と定め農會技師指導のもとに着々蔬菜栽培の研究を進めつゝ、あれば猶一層の産額と品種の改良を見るなるべし。

商業一斑

當地は古來日光及奥羽街道中の屈指の城下と稱せられ諸大名の參勤交代及行旅の客の足を止むる者も少なからず又一方には城主及武家千餘戸の常得意ありし爲め町方千戸の商賈は座して相當の利潤を得所謂御城下の商法として安然たる者ありしが明治維新以來此常得意たり武家千戸を失ひ加ふるに累年の洪水に河邊一帯の米産地を失ひ大打撃を受けたり、こゝに於て不問の間に各自奮勵して新方面に

利源を求めんとし其結果製糸事業の如き新事業を見るに至り今や運輸交通の便を利用し、商工業を以て起つ可きを當地前進の一路と定めたる者の如く累年發達の状態現然たるは共に賀すべきの事たり、されば商工業に關する税額の如きも十年前五万圓以内ありし者今や総額八九万圓に達し戸數人口又激増しつゝあるは自然的當町の進歩と言はざる可からず。

人口増減累年比較

年	前年末日調査人員	出生	遷移	差引	差引	人口千に對する増減歩合
三十七年	九,九六八	一一三	四〇	一一三	四七	一六
三十八年	一一,一五三	八六	二二	一一三	一七九	二六
三十九年	一一,一四二	七七	二七	一一三	二一一	二六
四十年	一二,四〇七	一一二	一九	一一三	三四	一一
四十一年	一二,五七九	一二四	六三	一一三	二六	五
出		男 一〇八	女 七二	計 一八〇		

出稼及入稼労働者男女別人員

差入	差引	入稼
一六五	一,〇二一	一,一八六
五七	九四九	一,〇〇六

以上の内男入稼は多く酒醬油醸造業及靴業米搗等にして女は多く製糸工女也、而して商界機關として實業協會あり、雜誌北總之實業を發刊して商勢及當地各種事業の状態を紹介するに務む、會員は三百餘名にして會長一名協議員貳拾五名を以て組織せ、會長は能く此種公共事業の爲に熱誠を以て當られ、町民の希望と相合して共々好果を收めつゝあり。

以下少しく重要輸出入物産及商勢に就て略記すべし。

(1) 製糸 製糸は日進月歩の勢を以て發達し今や當町の生命とも云ふ可く、生糸の好況は常町民の好況と云ふ可き状態なり、從て之が生産高も少なからず、今其概算を表記すれば左の如し。

器座	個數	工女數	工男數
揚座	一四	一,三一九	七六
器械	五九	六七一	七一
場	三	八五	三五

生産総額

二五、〇〇〇

一二五、五六〇

其内重なる者は、小島館、須藤三之助、飯島万吉、倉貫製糸合資會社、大澤製糸合資會社、岩上製糸場、古河製糸合資會社、内田製糸場、茂木高十郎、川島製絲合資會社、大橋米三郎、中内久太郎、川村芳太郎、古河乾燥會社等にして外は座繰製絲にして確氷社なるものあり、一箇年産額五千八百貫、進藤貞章之が組長として確氷社百五十組の内其出來高に於て第一位を占むと云ふ、而して揚返所として有名なるは古河總野社にして前縣知事森正隆氏盡力の結果に成れる者成績極めて好しと云ふ、小島館は當地製糸界の霸王にして四十年特別大演習の際、侍從御差遣の榮を賜へる者今や又工場を境町に増築して益發展を計りつゝあり、館主小島倉吉氏の奮闘經營は既に世人の喧傳する所也。

(2) 製茶 製糸に次て當地物産の大なるものは製茶なり、世に下總茶茨城茶猿島茶の名を以て聞ゆる者は多く當地市場經由の茶にして今や其取扱高五十餘万圓に上ると云ふ又大ならずや、茶は我帝國重要輸出物の上位にありと雖其産地は全國普及にあらざるを以て其集散地も甚だ多からず、東京、横濱、静岡、大阪、神戸は其五指の大なるものにして之を除き地方として貳萬圓金額五十万以上を算するは當地を以て第一とす、而して當地の茶は稍狭山に類するを以て最初海外輸出向とし

桃

五〇〇〇

五、〇〇〇

人參とぼう

一、〇〇〇

て賣出されしが、現今は専ら内地向として好況を呈し居れり、今其所以を述べば當猿島茶の製法は其源を宇治式に出で外見能く風味又佳良なるを特長とし、郡の茶業組合等にて勵行するの結果摘葉時期も他より早く且丁寧綿密なるを以て彼静岡地方輸出茶の如く摘葉期を後らして貫數の多きを求め、唯品質を一定して輸出向の品を多額に製するとは全然趣を異にし居るを以て、自然的内地向趣向に投じ現時の産額にては到底其需用を満す能はざるの状態にあり、然れど郡當局者及當地農會の如きもこゝに見る處あり、本年度豫算茶業獎勵費を増加し益品質を佳良にするに共に産額の増加を計る方針なれば従て當地の茶業界も益發展するに至る可し現今著名の茶商は古河物産合資會社、小林半兵衛、關善六、粕谷市太郎等なり。

(3) 青物 生糸茶に次で當地著名の物産は青物即ち蔬菜及果實にして、八百四郎事岩下四郎兵衛、渡邊陸三郎、印出忠五郎の三市場及五十餘名の青物商あり、交通の便を利用して奥羽地方及足尾日光等に輸出を成す高年々増加しつつあり、殊に四十二年度の如き茄子を東京市場に出しても好評を得近くは人參等を陸軍部にも賣込開始せりと聞けば益發達する事疑ながるべし、今重なる種類の取扱高を示せば左の如し。

李	胡瓜	茄子	南瓜	西瓜	大瓜
1,500	2,000	5,000	14,000	4,000	50,000
甘藷	葡萄、梨、枇杷	里芋	馬鈴薯	葱、菜豆、薑	荀及菜類
15,000	1,000	5,000	500	500	1,000

(4) 米麥及雜穀 米は水害の爲川邊一帶の産額を減し谷中村の全減に遇ひ大に減少したる感あれども、之と反對に東方岡郷、勝鹿村の耕作法改良及陸稻の産額激増したるを以て全産額は却て増加しつゝあるの状況なり、大麥は實に當地穀類の第一位を占め全國麥産額の第一位を占むる者茨城縣あるも其茨城縣下にて第一位を占むるを我猿島郡と聞けば又一地方として全國第一の産地とも云ふ可く、殊に當地に大部分を占むる關取種は表皮薄く味又佳良にして東京市場にも歡迎せられ、常に一圓に付五六合乃至一斛の高價を有すと云ふ、斯かる状況を以て本四十二年を以て當地に俵穀品評會を開催し、米大小麥等の品種俵裝等に就て大に研究の歩を進むべき豫定なりと、又本年度より實行すべき縣農會産米検査所も當町に設けらるゝ由なれば、米穀に於ても必ず發展する事なるべし。

(5) 揚枝及足袋 揚枝は産額に於て全國に比する者なく一ヶ年産額四萬餘圓に達し、足袋も近年各地の歡迎を受けて其出來高三萬圓以上に達せり。

附 銀 行

本町に於ける現在の銀行を算すれば其數三あり、共々確實の評高く町民の信用も亦厚し要するに商工業の發達日進の勢なれば生絲製茶市場へ出廻りの時期に在りては商業特に活潑に金融忙はしきを常とす、左に種類の資金額等の概略を掲ぐ亦以て商工業の實狀を卜するの要となすに足らん。

種 目	資本金	諸積立金	諸預り金	諸貸付金	金銀出納額
株式 第百二十銀行	100,000	34,000	256,035	366,210	9,607,187
合資 古河銀行	33,000	22,378	336,503	220,545	6,562,168
株式 杉戸銀行古河店	100,000	7,300	118,590	226,346	733,787

○ 運輸交通

當地は古來奥羽及日光街道の要衝にして又思川渡良瀬川及利根川を控へ水運の便

少なからず、舊幕時代に於て繁華を極めたる又故なきにあらざる也、今や之に加ふるに鉄道の便あり、驛路は中田驛に一里半、栗橋に二里、境に三里、諸川に三里を距て所謂四通八達の要地にして商工業の發展地として先天的地形の優勢を占む今停車場につき四十二年度乗客貨物の概算を掲ぐれば左の如し。

乗客 七二、六七〇人
降客 九四、七〇〇人
荷物發 一三、九六一
荷物着 二七、〇六〇
而して當地の交通機關としての舟車数は左の如し
人力車 八〇 荷積車 六二五 荷馬車 二九
舟 一〇 五間未滿舟 四七

鐵道郵便に寄らざる運輸機關として栗橋幸手行運搬夫及境行便利屋あり以て之を補へり。
水運の便は井上回漕店及齋藤回漕店にて取扱ひ居れり。
通運丸は毎日一回古河を發し境、野田、流山等を経て東京に至るものにして、乗客も亦少なからず
郵便電信局は局長丸山藤五郎氏能く力を用ひ暗に當地の發展を助けつゝあり、諸般の設備事務を略記すれば左の如し。

古河局業務開始年月日

通常郵便 (明治五年七月一日) 小包郵便 (明治二十六年二月二十一日) 電信 (明治三十二年一月十一日)
電話 (明治四十年十一月一日) 爲替 (内國 明治八年一月二日 外國 明治二十八年一月一日) 貯金 (明治十一年九月一日)
局所在地 古河町大字古河八百九十八番地 古河町市内郵便函九ヶ所

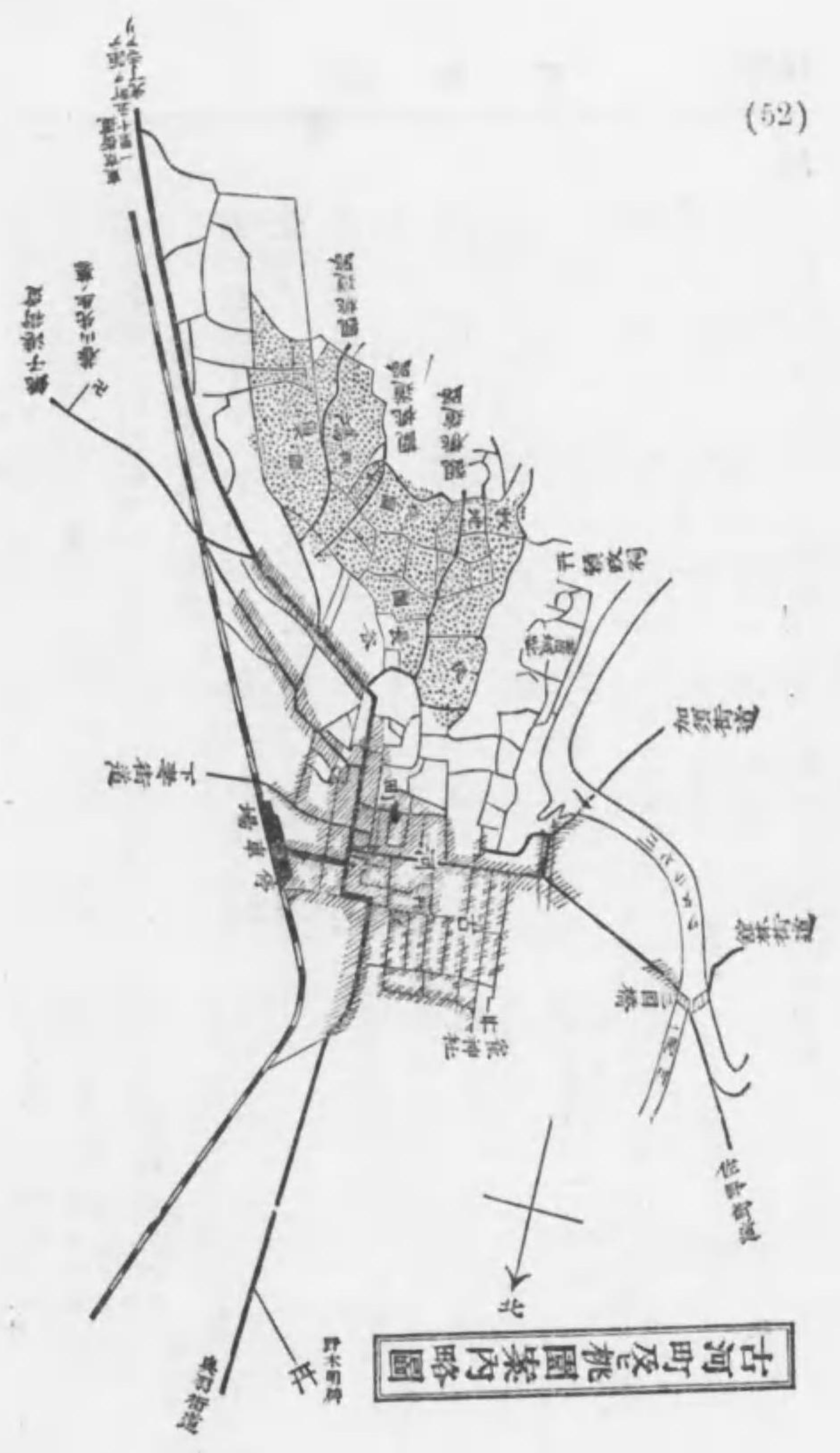
各種郵便物取扱高

通常郵便引受 四一四、四二〇 内 價格表記 九、四四六
全 配達 七七五、二一四 内 書 留 五六一
小包郵便引受 四、四四三 内 書 留 六、九二〇
全 配達 五、九八二 内 代金引換 一、九四四
電 信 (内國發信通數 九、七〇五 外國發信 四、六三三) 代金引換 四、六三三 此金額 九、三三六
電話加入者數現在 百十四名 外國發信 四、六三三 此金額 四、二九、三三〇

加入區域外通話度數及呼出件數 (加入者より 三、六七七通話 一二三呼出 局所より 四七七通話 三三呼出 外國拂渡口數 一〇 金額 七、三、〇〇〇 全 振出なし)

爲替 (内國拂渡口數 五、二七五 金額 五、〇三三、三三八) 貯金 (振込度數 六、七五五 金額 三、一八六、〇五三) 振替貯金 (拂込度數 一、七八八 金額 七、八二五、六三六) (拂出全 三、三三三 金額 三〇、八八五、二八六)

以上各種取扱高は四十二年五月調査一ヶ年間の取扱高なり



○名 勝

一、古河桃林

桃林は停車場を距る僅かに十町許り古河町の南端より新郷村字長谷、牧野地、立崎、新久田、鴻巣、駒ヶ崎等に亘り、廣袤一里に近し、水田池沼其間に連りて帯の如く麥圃植うるに桃を以てし、其樹數幾十方といふを知るべからず。關東の平野古來桃樹に乏しからずと雖も、この桃林の如く廣大なるものあるを聞かず、實に關東唯一といふも過言にあらず。

されば春雨貽蕩花笑ひ鳥歌ふ季節には、紅雲麥圃を蔽ふて恰も青地の錦を敷くが如く、風景の絶佳なること、筆舌の能くすべきところにあらず、而して其の花の盛にして見るべく賞すべき好時期は年よりて遅速ありとはいへ、先づ四月十日前後を良しとすべし。

今この桃林の由來する所を考ふるに、往昔古河の城主たりし土井利勝は、この地方地質礫粗鬆にして穀物蔬菜に適せず反つて桃を栽うるに適當せるを知り、江戸市中にて桃を鬻く店毎に核を入るべき器具を配布し、命じて桃の種子を棄つる事なからしめたり、かくてその集めし種子を古河に送り、各村の百姓に命じて之を畑に蒔かしめしよ、地味果して桃の成育に適し、百姓等競うて之を栽培せしか

ば遂に見渡す事能はざる廣き桃林となりしなり。その後この桃林は悉く古木となり枯れて倒るものも多し、若木を植ゑ、百方増殖に努めしかば、至る所として桃樹ならざるはなく、以て今日の有様を爲すに至れり、然れども木齡已に盡きて枯れ行くもの多ければ、枯るれば植ゑ、倒るればその跡に種子を蒔きつゝ、今日に持續せり、今桃樹を一見して其齡を檢すれば古木數十年を経しものあり、生ひ出て、僅に數年なるものあるを知るべきなり。桃の樹陰は悉く耕作して麥を播種し、或は三つ葉らつきようを作り、以て農業家は相應の利益を收得し且桃實を取りて之を古河市場に賣拂ふが爲め莫大の純益あり、一舉に兩得を收むべく、今にして利勝の恩惠の洪大なるを欣ばざるものなしかる廣大其比を見ざる桃林も久しく世に紹介せらるゝ事なく、僅かに近郷近在の雅人墨客を喜ばしむるに過ぎざりしが、古河實業協會は頗る之を遺憾なりとし數年前より一致して之が紹介につとめ、鐵道院に對し割引切符の發賣を出願して其許可を得莫大の費用を醸出して、觀桃客の歡迎に努め、或は大運動場を設け、賣店を開きて客の休憩に便にする等準備萬端を整ふる事となりしかば、今や古河桃林の名聲遠近に高く、妖麗賞すべき花の季節には數十里を遠しとせず、杖をこゝに曳き、一日の清遊を試みるもの日々幾千といふ數を知らず、以て今日の盛況

を見るに至れり。

今遠客の爲め花を觀る道順の概略を述べんに、古河停車場より西して奥羽街道に出で、左折して一直線に南する事六七町、更に右折すれば右手に桃花の爛漫たる風景を見るを得べく、字原に入りて右折すれば右には羽黒神社あり、老杉古松千歳の綠色こきを賞しつゝ、歩を運べば、身はいつしか桃林中の人となる、畑の小道を左へと折れ更に右折すれば、見渡すかぎり桃又桃麥のみぞりと照り合ひて、宛然一幅の画圖を見るが如く、人をして仙境に入るの感あらしむ、右方には古河城趾あり、城砦既に毀たれて、昔の面影を存せざれども、見るからに成氏利勝の故事も連想せられて、思ひ出の種ともなりぬべし、左方には中田に通ずる街道の松並木年ふりて、長蛇の横はるが如く、翠綠方にしたれんとす、ましてそよふく春風にえならぬ琴の音さへそはりてその風致いはん方なし、行事數丁道は急に低下して田圃道となる、前後左右目路も及ばぬ花の數一目千本とはかゝる所にや言ひ出づべき。

古河公方の後繼者として知られたる喜連川義親の墓ある徳源院の跡をながめつゝ、なほ行けば、松杉あまた生ひ茂れる中、虚空藏堂あり、花見客の參詣引きもきらす、南方一帯の池沼を隔て、小高き所あり、是れ氏女の移り住みて鴻巣御所の址とかや、榮枯盛衰の理に漏れぬもあはれなり、森の中道ゆきすぎて西の方へと進

めば、いにしへ濠渠の跡しのばるゝ堀の畔道にかゝり、やがて畑の中に入るべし。右方遙に過ぎ來し方を詠むるを得べく、眼界遠く開けて窮まる處を知るべからず。花に酔ふつゝ、すぎゆけば牧野地とて人家數十軒立ならぶ、其間に足利氏の舊蹟として名高き御所塚、松月院の森あり、道はいつしか水田の間に通して更に一向寺の前を過ぎ、あかね色香を後に残して古河町の一遇をそぎ、奥羽街道より停車場へ歸る道程約一里忽ち仙境を出で、俗界に入るの想あり。

二、三國橋

古河の地たるや前述の如く茨城縣の西端に位置し、渡良瀬、思の二川を以て栃木埼玉の二縣に接す、三國橋はこの川に架せる橋にして下総、下野、武藏の三國間にある故の名なり、橋は字悪戸地先にあり、數里の長堤帯の如く連り遠くは富士淺間日光の諸山を一眸の内に集め、近くは千船の白帆風を孕みて往きかひ繁く、稀に見る所の景色なれば、通行人も足を止めて賞揚措かず、殊に夏季炎熱燬くが如き時は一日の清遊を試みて涼を納るゝ最も妙なり。

橋は別れて二つとなり、一は思川に架し一は渡良瀬川に架せ、両川茲に相合して渡良瀬川となり、南流一里にして利根川に入る、思川に架せし一つを渡り、更よ他の一を渡らずして右すれば谷中村にして、栃木縣佐野に通ずる街道なり、谷中は饑毒問題の爲夙くより世に喧傳せらるる所、今や土地は買收せられ、人家は轉

住を強制せられ、數千町歩の耕田は一朝にして貯水池と化す、悲運同情すべきものなり。

又二つながら橋を渡れば遂に埼玉縣川邊村に入り行く事二里餘にして、群馬縣板倉雷電神社及高鳥天満宮に達し、尙行きくゞて館林町に至るを得べし。

三、街道の松並木

古河町を通ずる奥羽街道は南は中田宿に入り、北は栃木縣野木宿に達す、其間兩側とも植うるに松を以てし前者は長程一里半後者も猶十町に餘れり。

傳へ聞く寛永年間土井利勝は人をして中田驛より小山驛まで日光街道の兩側に松を植ゑしめたるものなりと、是れ幾多行旅の人の炎々身を焦がす夏の日盛の暑に堪へ兼ねて病を得倒死するもの多かりしかば是等を救はんとの目的なりしなり。今に至る二百六十有餘年の星霜を経たれば大きき二抱にも餘るもの多く、直立するあり偃伏するあり、縦横起伏千態万狀、其様筆舌に盡し難し。

並木は鐵道線路に沿ひ車窓よりも望まると、土地平坦遠方より望みし光景いふべからず。

こゝに名高き一本松とて葉の一本づゝ別れて出てし松ありしが、數年前枯木となりければ、今は尋ぬるに由なし、惜しむべき事なり。

四、薰梅園

字西代官町にありて蔭山新七郎の邸園なり、坪數壹方に近くして栽うるに悉く梅樹を以てす、其數幾千なるを知らず。全氏は夙くより梅を愛し、邸園内に之を植ゑ薫梅園と名づけて獨り之を樂みしか次第に其數を増して今日の盛觀を呈するに至れり。樹の大なるものは高さ數間に餘り、幹の周圍數尺に達するものあり、毎年二三月に至れば全園の梅花一時に綻びて、艶麗雪をあざむき、木蔭又逍遙する人の袖も馥郁たる香に匂ふばかり、遠く望めば白妙の布ひきはへたらんが如し、誠に稀に見る風景なり、花の盛時よはこの梅園を開放して衆諸の縱覽自由なれば、近郷より杖を成く者あり。園主は毎年滿開の時季を選びて、盛なる園遊會を開くを例とすれば、近傍の人老幼となく男女となく訪ね來り、花の色香に酔つ、一日の清遊を試みる雅客も少からず、まして今年に賣店其他の設備整へたれば、觀覽の客非常に多しと聞く。

○古 蹟

一、古河城址

古河町の西南端に位置し、西は渡良瀬の清流に臨み、東は沼澤を控へ北は市街に接し、南は新郷村字立崎に隣す、土地平坦にして低く、丘陵の起伏する者を見ず

東西平均三町南北十數町に亘り面積約百町歩に近し。凡そ古への城を築くや或は山岳丘陵攻むるに困難なる所を選び、或は山岳河川四圍を圍繞して防備天然に完全せる地を選びしもの多し。余往々諸方を歴遊して、偏く古城址をあさるに概ね選擇の標準を茲に置きしもの如し。然るに我が古河城は山岳の圍繞せるものなく、岡陵の高きを占むるにあらず、唯一方渡良瀬川に沿ふあるのみなれば、一見防備に缺くる所あるが如しと雖も決して然らず、時よ浮沈盛衰ありしも幾多の城主を送迎して、七百年の久しきを保ち關東の重鎮として重きを天下になしたるを見れば、其の堅牢を證すべく何人も思ひ半ばに過ぐる者あらん。史を按するに下河邊氏初めてこゝに築きしより數世相嗣ぎて足利氏の時に及ひしが、何年頃にか勢ひ衰へて終に退き、一時上杉氏の所領となるに至りしも、亦久しからず、足利成氏の鎌倉に敗れてこの城に入りしより名聲天下に振ひ、千葉、里見、結城、小山、宇都宮、梁田等の諸族を率ゐて、京都鎌倉に對抗する勢となりき。委しき事は既に記述し置きだれば茲には言はず、されど一言せざるべからざるは下河邊氏の築きしもの、足利氏の據りしものは、後世土井氏の居城と其所在を同するや否やにあり。

按ずるに下河邊氏の住みし古河城は、土井氏の居城せし所と見て大差なかるべし然れども其規模の小なりしこと勿論にして一の館といふに過ぎず、一方は渡良瀬の險により一方は大なる沼澤にして、ふの間に半島形に突出したる一方を堀割りて以て敵に備へ居館となしたるものなり、これを稱して城といふ昔時の城なるものは頗る簡單なりしを知るべし。

永享記に曰く、古河城は名譽の舊地にして不思議のためしあり、中にも昔頼朝の御弓の師と聞へし下河邊行平より代々住みける舊館なり、城の東南の方に龍崎といふ所あり、源三位入道の廟あり云々、之に依りて見れば其位置は頼政廟より西北の方とも見ゆれどもは今の本丸二の丸三の丸より頼政廟に至る一帯の地と見て差支なかるべし。

又現時の渡良瀬川流域が果して其當時のそれと差違あさや、或は多少西方に在りしかとも思はるれば、今の埼玉縣川邊村大字向古河の一部も古河城内に在りしにあらざるか後考を俟つ。

足利成氏の居城も殆ど後世の居城と大差なかるべし、成氏鎌倉より逃れて古河に走りたる時は下河邊が舊館に築くとあり。

又城の東長谷町に長谷寺の観音堂あり、こは成氏が城の鬼門と當ればとて、鎌倉長谷観音を勸請安置したるの所にして、大和、鎌倉、古河を數へて三長谷と唱ふ、

是を以て見るも成氏が居城の後世土井氏のご大差なきを立證するを得べきなり。徳川氏の代に及び大に城郭を修め規模を擴張したり、即ち松平丹波守康長は觀音寺郭を増築し、奥平美作守忠昌は辰崎廓を増築し、或は諏訪廓を起し御成門を設け以て宏大なる城廓を完成したりしが、明治維新の際に及びて土井氏の封土奉還となりしより、高壯天を摩せし三階櫓を初め殿屋高櫓城の全部を擧げて悉く破壊せられ、蕪鬱として天日を遮りし御圍ひの古松老杉も立處に伐採せられて其跡を止めず、林藪田圃と化し唯枯蘆の風と戦くを見るのみ、噫旗鼓堂々威を關東に震ひて千軍萬馬を叱咤せし足利氏の昔、江戸幕府北方の守備として殊に重せられし土井氏の昔も忍ぶに由なく僅かに所々岩壘塹壕の址を存するのみ今昔の或果して如何ぞや。

因みに云、巻頭に掲げし古河城の舊觀は明治の初年城櫓尙毀たれざりし以前、常町武蔵松庵氏の撮影せしものなり、全氏は花道の大家にして、明治の初年衆に先んじて寫眞術を研究し古河城の面影を後世に傳へたるは、余輩の感謝に堪へざる所なり。

二、鴻巣館址

古河町の南桃林を以て名高き鴻巣にあり、今も古城址と稱す、西南北の三面水を以て繞らし東の一面僅に平地に連る、一見要害堅固の城地たりしを知るに足る。

是れ足利氏の古河城にありし當時築造せる別館にして、時々來りて住みしものなりといふ、其繞らせる沼池の如きも今尙御所沼と稱せり。入口の高き所に牛堂と稱するものありて、中に木彫の牛を置きしが今は火災の爲に焼失したり。

天正十年十二月足利義氏古河に没するや、氏女僅かに九歳、城は北條氏政の管する處となり、其保護によりて遣臣氏女を奉じて此館に移る。氏女長じて國朝に配し國朝の没後頼氏に配す、豊臣秀吉下野喜連川の地を給せしかば、頼氏義覺二世或は喜連川に居り或は此に居りしも尊信の時に至り全く喜連川に移りしるば、遂に廢館となるに至れり。

足利氏の當時は大廈高樓軒を並べ甍を争ひし鴻巢御所も忽ち廢滅に歸し、三百餘年を経過せし今日いづこをそれと知る由なく林畑寂莫松ふく風の音なひも昔忍ぶの種ならぬぞなき。

喜連川氏は古河公方成氏の後裔なれば徳川氏の時に及ひても名家の後と稱して待遇殊に厚く、祿は僅に五千石なりと雖も代々左馬頭に任じ金紋の挾箱、烏毛の二本道具爪折傘を免されて嚴然たる大諸侯の格式を具へたりといふ。

今の子爵足利於菟丸は其後裔なりと聞く。

三、永徳院古蹟

長谷村にあり一向寺の南方一町許の處にあり、少許の墓地のみにて寺は已に廢寺に歸せり。

足利成氏の子政氏の開基にして初めは政氏の法号を取りて乾亨院と稱したりしか義氏の時晴氏の法号を取りて永徳院と改め稱したり。

開山は夢窓國師にして往時は多く寺領を有せしが近時衰頽して漸く雨露を凌ぐ有様となりしかば遂に廢寺の命下りて下野國下都賀郡蛭沼村御堂山山王寺と合せられたり。

寺寶として東坡筆竹園の墨繪一軸等ありし由あるが山王寺より持ち行きて後行衛不明となりきとぞ。

又尊氏より傳はりし偃月刀もありしと以へど如何にせしにか今は絶えてなし。

四、松月院古蹟

牧野地村にあり、成氏の開基なりともいへど疑はし、喜連川義親の室松月院の開基なるべし、寛保三年回祿の時古記録亡びて明ならずといふ。

此寺境域沼に面し眺望佳にして近傍有数の寺院なりしが、近時頽廢して廢せられ數箇の石塔空しく雨露に曝されて思ひ出の種子を残すのみ。

五、御所塚

牧野地に在り松月院趾を去る少許の南方牧野地村と新久田村との境に位す。

僅かに三尺許りなる細き五輪塔二つ立てり、相傳へて御所塚といふを以て直ちに成氏の墳墓となすものなきにあらず、されど其碑を見れば一つに源氏車の紋あり是は足利家の紋章にあらず。

神原家系圖によれば康政の養女喜連川義親に嫁したるものあり、元和五巳未の年三月二十九日葛飾郡牧野地村に卒す、松月院殿眞晃瑞公大禪定尼と諡すことあり。是より見て見れば彼の源氏車の神原氏の紋章あるを以てこの碑は婦人神原氏の墓なるべし、而して義親は古河公方義氏の孫にして、喜連川を領したりと雖、古河にありて卒し徳源院と葬る、されば松月院は公方後繼者の奥方なれば御所の名を附せしものなるべきか。

二基の中一は神原氏とするも他の一基は如何なる人の墓石なるか、一説によれば義親の幼兒なりと、されど信據すべき所なし。

公方中墓所の不明なるは、高基義氏の二人なり、或はその内一人の墓とも思はれざしばらく記して後考を俟つ。

六、徳源院の古蹟

鴻巣村にあり虚空藏堂のある出島と僅に一草の水田を隔て、北にあり。

初め香雲院と稱せしが、元和六年五月徳源院と改む、香雲院は義氏の法號にして徳源院は其娘氏女の法號あり、されはこの寺は義氏の開基にして氏女の父義氏の

冥福を祈りし所故に父の法號をとりて香雲院と稱せしも元和六年五月六日氏女の卒するに及びて其法號を用ゐ徳源院と改稱せしなるべし。

開山は大圓國師にして本尊には五尺餘りの子安地藏尊を安置せりといふ。

今虚空藏堂に至る處路傍に一堂を構へて安置せり。

此寺も他の寺と同時に廢せられ、今や僅かに墓地のみを存し雜草生ひ茂れる中に喜連川義親及母氏女の墓を存す、義親の墓は五層の輪塔にして高さ七尺許りあり氏女の墓は高三尺許りあり。

義氏古河に卒して徳源院にあるべき筈の處見當らず、この寺の舊名香雲院は義氏の法號にして即開基の寺なれば、こゝに葬りし事も推知し得らるれど、確かなる記録なければ斷定し難し。

七、坂間碑

新郷村大字坂間に在り、鴻巣館趾を去る僅に數町、瀬沼といふ沼の北岸林木叢生せる中に立てる大碑なり、高さ八尺餘幅二尺餘臺石の高さ二尺餘あり、是れ貞享三年三月時の古河城主松平日向權守信之の建設せる所、全四年七月其子忠之に追録せるものにして、碑の四面は細字を以て滿され、松平藤井家祖先よりの功績を勒して頗る詳密なり、前者は林鷲峯先生の文次は鷲峯の息鳳岡先生の撰する所なり、猶傍らに二基の石燈籠及一基の手洗磐あり。

此地は古へ郷躰の名所を以て世に知られ、花時には韻士雅客の杖を曳く者多かりしが、松平氏此事を聞き遊覽するに及びて、其風景の凡ならざるを賞して措かず即ち一碑を此佳境に建設して祖先の英名を花と共に後世に傳へんと計りしなり、今は多く荒蕪に歸し郷躰は悉く伐採せられて其影を止めざれど、東方の驛路松並木雲にそびえ、西岸は鳥喰新久田二村の田畑打續き八九町許隔て、長堤帯の如く利根川船の白帆斷續して上り下りの梶音まで聞ゆるばあり、風景實に賞すべき境なり。

碑の傍に一茅屋あり、この家は維新前まで松平家より代々扶持して、碑の番を命ぜられし家ありといふ。

○神 社

一、雀神社

常町鎮守にして町の西北端にあり、大己貴命、少彥名命、事代主命の三柱を合祀す、本郡唯一の郷社たり、境内廣くして九尋又餘れる槻の古木入口の左右を劃し殿として巖石の如く分れて二條の老幹を爲り、分枝數十條蜿蜒蟠龍の如く、巨葉蒼鬱天日を遮り、一見忽ち千載の古木たるを想起せしむ、社前に數十株の櫻樹あり、春は錦の衣を纏ひて彩雲遠く棚引くが如し。

社殿は萱茸にして繞らすに天然石を以てし、古風掬すべく、椎樅檜杉等稀に見る古木は凛として千歳の霜雪を凌ぐ、自ら風塵の外に在り、加之西方一帯急坂の下は萬頃の田圃にして近く思渡良瀬兩川の堤塘帯の如く、菜黄麥綠の裡白帆の風を孕みて往返するあり、遠くは富士淺間黒髪那須の連山起伏して一眸に入る四時の風光佳ならざるなく、風韻秀拔の靈地たり。

周囲は公園にして樹木鬱蒼一日の清遊を試むべく、昨年古河軍友會は戦死者の英靈を慰めんとして忠魂碑建設の計畫を起し、今回功竣りて壯嚴なる除幕式を舉行したり。

其創建は何れの時代に在るかを詳にする能はず、口碑又傳ふる所又依れば清相天皇の貞觀年中出雲大社より勸請せる所にして、當時地名を雀が原と稱す、故に社名と爲せりと云ふ。

元祿十四年に鑄造せる華表の額の裏書中に

下総國古河邑雀宮大明神八百餘歲鎮座而靈驗尤著明焉故封闔鄉鎮守而境民舉奉嶺盤幣禮者也云々

と明記しあるより考ふるに口碑蓋し眞説なるに似たり。

降て康正元年足利左馬守成氏古河城に入り古河公方と稱するに及び厚く當社を崇敬せられ、長祿元年親ら社頭に參向奉幣して天下奏平國土安穩武運長久を祈願せ

られ爾來今に至るまで祭禮の時用ふる万燈に天下泰平國土安穩の八字を記す事となりたり。

因に云 此の八字を記す事を得るは皇室又は將軍の祈願所に限りたりと
又祭禮中旅人の旅宮(字二丁目)前を通行する事を禁せられ、別に當町東裏に一の
道路を開き其出入口に見番を付して之に依らしむ、是を祭禮道と稱し爾後累代の
藩主此制を嚴守し以て明治維新の際に至る。

又其當時惡疫流行の際成氏獅子を奉納し、字二丁目の小供をして被りて戸毎に穢
ばしむ、爾來祭禮の節用ふるを恒例と爲し今や大字悪戸新田に傳はりて其古式を
存せり。

徳川幕府上杉景勝を征伐せし時下野國小山驛まで出馬し、關ヶ原の變を聞て古河
城に引還すや使番を以て參向奉幣あり、特々左右爲安全抽丹誠可祈念旨被命其後
海内靜謐に歸せしに及び朱印を以て社領十五石を附せらる、且つ古河公方崇敬の
後を繼承し、十三年目子年毎に正月二日幕府より使番を以て參向奉幣ありて金五
百疋を供進し、天下泰平國土安穩武運長久を祈願せられ、同七日神札を納むる際
には特に將軍の拜謁を賜ひ御紋附土器を以て御酒を下さるゝを例とす、今猶該土
器現存せり。

毎年舊曆六月の祭禮に當り出社の際古河藩主より使番を以て參向奉幣ありて青差

一貫文を供進し、歸社の際は全奉行職立會の上祭典を執行し、其終るや直ちに特
使を派して天下泰平國土安穩祭首尾克相濟たる趣を藩主に注進し、藩主よりは直
ち幕府に届出づるを例とせり、幕府の崇敬是の如くなるを以て、古河累代藩主
の崇敬亦厚く參觀交伐に依り歸國の都度必ず親ら參向奉幣を行ふを例とし且毎年
正月二日五月一日九月一日の三回使番を以て參向奉幣ありて武運長久を祈願せら
れ、三月一日八月一日の兩度を以て領内安全五穀成就の祈念を命せられ之が報賽
として毎年六月一日に大麥六俵十二月一日に米六俵を地方役所より供進するを例
とし、其他社殿の造營修葺は勿論旅宮の建設より疊替御箸木等微細の点に至るま
で總て累代藩主の經營支辨に屬し、現在の本社并々拜殿の如きも慶長十年藩主松
平丹波守康長の造營せる所にして今に其棟札を存す、而して其正遷宮式の時磐戸
神樂を奏せられ恒例として今尙永續す、即四月十八日の祭典是なり。

前述の如く由緒ある神社として幕府諸侯の崇敬淺からざるのみならず、朝廷に於
ても厚く遇せられ、神階宣旨翠籬勅額等奉納少なからず。

維新の後に及びても世人の崇敬益深く明治五年八月社格を郷社と定むる旨印幡縣
より達せらる。

社殿は松平氏の築造する所あるか、其の後幾度か修繕を加へしも、二百餘年を経
過せし事とて破損甚しく、終に神威を冒瀆せん事を憂へ明治三十七年氏子協力し

て大修繕を斷行せり、其総費額實に二千圓なり。
 明治四十一年五月十一日勅令に基き、神饌幣帛料を供進し得可き神社と茨城縣知事より指定せられしを以て全年夏季の大祭より、本郡長奉幣として參向神饌幣帛料を供進する事となりたり。

祭日は四月十八日を以て春季の祭とし、大々神樂を奉奏し、七月十七日より全二
 十八日まで十二日間を夏季の大祭とし、旅宮を字二丁目に建設し、各町屋臺万燈
 を引出で、近在近郷より群集する人も多く頗る般賑を來すを例とす、今寶物とし
 て神社に現存するものは左の如し。

一鏡 壹面

唐金製圓形の紐鏡にして直徑四寸あり 古河公方足利成氏の寄進せしもの
 にして、御臺所安産男子誕生の際寄進の由口碑に傳ふ。

一獅子 壹頭

木造の女獅子にて堅八寸横五寸五分高四寸五分あり、悪疫流行の際古河公
 方足利成氏より、寄進字二丁目の小供に被らしめ戸毎に板はせたる獅子な
 りと口碑に傳ふ。

一鰐 口

直徑一尺六寸五分にして、雀宮鰐口御臺様御寄進也、弘治二年丙辰十二月

二十三日作者青木雅樂助信重の切付文字ありしが、維新の際紛失に歸し現
 存せざれども、古河藩士長尾景元の墨摺にせし繪圖一枚を存す。

一土器 壹個

古河公方参拜の時用ひしものなりと云ひ傳ふ、直徑四寸土燒の酒杯にて三
 階松の模様あり

一御翠簾 壹掛

堅横四尺許ありて慶長十年藩主松平康長の寄進なり。

一棟札 壹枚

檜板にて高二尺二寸二分幅六寸九分あり、表面に奉造雀明神慶長十乙己歲
 六月十八日本願松平丹波守とあり。

一釣燈籠 壹個

青銅製にて高壹尺二寸五分、元和九年亥の六月吉祥日松平丹波守長女寄進
 の旨切付あり。

一徳川家朱印 九通

徳川家光以下の朱印狀なり。

一神號額 壹面

唐金製にて彫刻付堅四尺餘横三尺四寸五分あり、文政三年前内大臣花山院

愛徳の染筆并に寄進する所なり。

一太刀 壹振

長參尺二寸、阿武隈川宗廣の作にして元治二年藩主土井利則の寄進なり。

一神樂面 十二面

文化年間當時の名工原舟月の作、毎年四月十八日神樂祭の時使用しつゝあるものにして其様眞に活けるか如し。

二、頼政神社

當町の西南舊古河城の南龍崎にありて源頼政を祭る、社殿は元祿九年松平伊豆守信輝の古河城主たりし時に新に建てられたるものなり、神躰は五輪の石塔婆よて高四尺七寸、踏石廣一尺六寸弱なり。

抑頼政神社につきては種々の傳説ありといへども汎く世に知らるゝ傳説に依れば下河邊清恒といふ者其主頼政の首を笈中に入れ、伴て山伏となり下総に歸りて古河の龍崎に葬りきと、下河邊氏は弓術を頼政に學ひし者にして當時古河を領したるものなれば、頼政を祭りし者の下河邊氏なるは蓋し疑なき所なれども、是を祭りし理由に至つては果して傳説を信とすべきか否か由て徴すべきものありし。文化十四年に祠再興の時社壇床下より掘り出したりといふ古き石碑あり、表面に古頼政基とありて、嘉元三中春の年號をも刻せり、嘉元三年とは頼政治承四年の

薨去を去ること百二十六年なり。

按ずるに嘉元三年の頃は既に下河邊氏の衰微せし時なれば、神社を創建せしは其以前たる事明なり、是に依て之を觀れば一の古祠たる價値は充分にして、後世の所謂淫祠とは日を同うして淡すべきものにあらず。

今参考の爲縁起略の文を載す。

正一位頼政大明神社在_二下総國葛飾郡下河邊莊古河郭内_一傳曰_二頼政郭_一者社司

文珠院竹喜告_レ予曰傳稱治承中宇治之役源三位自盡有_二一從者_一昔早太或下河邊總三郎齋三

位首_二脱_レ圍而去是三位伏_レ及時告_二其從者_一曰笈_二我首_一而巡國我神之所_レ寧必有

_二奇事_一從者遵_レ命而擔_レ笈往到_二今社所_一在而憩焉笈忽重如_二磐石_一始識_レ有_レ異而

療焉爾來物換星移遺跡亦寥寥_二足利氏築_二城於古河_一而塚在_二郭内_一歷代爲_レ鎮廷

寶五年城主土井利益君使_二家臣寺田某_一與左衛門請_二京師吉田卜部某_一奉_二大明神號_一

元祿中松平伊豆守信輝君受_レ命守_二此城_一中略遂爲_二儼然一社_一焉且請_二卜部某_一進

_二正一位之秩_一猶附_二猪早太干河上靈社_一渡邊競干難得靈社_一則忠臣勇士之志万古

不朽焉喜至祝也不朽遂塞其責云

享保元年歲次丙申九月穀旦

玉井直道書

又玄同方言第十一云

上略余が舊家の口碑に傳ふるよしを聞くに高倉院治承四年五月廿六日宇治の軍

敗れて三位頼政入道父子平等院にて自刃し給ひしとき猪俣太は遠江にあり(老後本國へ退隠せしなるべし)遙に義兵のよしを傳へ聞て走て京へ趣くをり三河路にて下河邊藤三郎が三位入道の首に俱して下総へと落來つるに逢ひけりこゝにはじめて猪俣太は主家の凶音を聞て遺恨に堪へざれどもすべなしせめて和殿もろどもに主の御首に俱し奉り墳墓せん所をし見杲侍らんといふ藤三郎聞て現遠江はなほ都のかた近かり誘給へと打つれ立て下総へ落て行けり斯て頼政の首を下総猿島古河に埋葬しつ俣太は其所にて頭顱を剃まろめ塚のほとりに菴を結て亡君の菩提を吊ひぬ中略終に古河にて身まかりぬ云々

其他諸書に散見するを以ても以上の傳説の生ずる亦謂なきに非ざるなり。而して明治維新の後社殿壞敗に歸し昔の面影を存せざれども、伊豆守の後裔大河内を氏とし、現又華族として東京に居住せらるゝを以て崇敬衰へず、屢々金品を出して修理を助け以て今に至れり。

三、八幡宮

奥羽街道の東裏鉄道線路との中間字八幡町に鎮座す。

現存する古記録に依りて其由緒をたづぬるに、大永元年辛巳足利政氏の命に因りて、鎌倉鶴岡八幡を城内に勸請して祭る所ありしが、後百三十年を経て寛永十九年壬午(利勝の代)郭内鬼門の地を點して今の地に遷したりと、政氏高基義氏三世

神官傳奏の御教書三通僅に今に残れり。

當社の事は若御 數輩御座に上被准八幡宮御信仰上者神官斗也別而可有御刷候謹言

正月十六日

政氏 押

當社之事故准鶴岡八幡宮御信仰之上者神官之事別而可有御刷候謹言

七月十一日

高基 押

當社之事故准鶴岡八幡宮御信仰之上者神官之事別而可有御刷候謹言

八月二日

晴氏 押

維新後村社に列せられ、今に至るまで八月十五日を祭日と定め以て盛なる祭典を行ふを例とす。

四、福壽稻荷神社

字田町にあり境内土地高くして前は低地を隔て、江戸町を望み、屋瓦鱗次粉壁相並ぶの狀目前に迫るあり、後は老杉古木枝を交して幽邃閑靜の境をなす、加之社殿結構壯麗千木高く聳えて人をして自ら神威の高きを仰がしむるものあり。

此社口碑の傳ふる所なく、記録の釋ぬべきものあしと雖も、靈驗著しく殊に盜難に功驗あり、されば近傍屈指の神社として其名高く數里の遠きより來る者さへありて參詣人跡を絶たざる盛況を呈せり。

五、野木神社

古河停車場を出で、奥羽街道を北へ進めば十町許にして松並木に達すべし、千古の緑翠滴れんばかり枝ぶりよき松の間を行く事數町、御影石の華表殿として左側に立ち、森々たる馬場の老杉もの古りて神々しく奥まりたる神社あり、これ近郷に名高き郷社野木神社にして、應神天皇の御子菟道稚郎子命を祭る、境内廣濶無慮四千八百餘坪及び、老杉古檜鬱蒼として社殿を包み、梅櫻楓等四季折々の眺望に富む、側に神池あり、湛水常に清くして鯉の泳ぐ様も面白し、弘仁年中空海の植ゑきと傳ふる銀杏榎木は千歳の昔を偲ばしむ、閑寂高雅足一度社頭を踏めば心身自ら清爽なり、誰か神徳の高きを仰がざらん。

古を按ずるに仁徳天皇の御代下野國造奈良別命當國に赴任する時、皇太子の遺骸を奉じ來り當地に齎き奉れる由古來口碑に傳ふるのみならず今に靈跡を存せり。當時の宮地は現今の社地より西南凡八丁許臺手函と稱する地なりきと云ふ。

臺手函とは往古の一器物にして皇太子の御遺骸を斂むるに、これを御棺代として用ひしなりとかや、奈良別命當國に下れる時、そを携へ來りて此に葬りしを以て今に至るまで地名を臺手函と稱するにや。

稚郎子命の陵は山城國宇治郡宇治川に沿ひし地にありと云ふに此に葬りたりと云ふは疑ふべき事なれども、大日本史の列傳にも、日本書紀、續日本後紀を引

きて宇治稚彦皇子我朝之賢明其死也遺命散骨云々あるを以て見れば此處にも遺骸を分ちて葬りしものなるべし。

延暦年間、坂上田村麿の蝦夷を討じて凱旋の時當社へ鎮撫の功を奏し其報賽として宮殿を新築する時現今の地に遷座せし也、干今當時の遺風として毎年春季行ふ處の春渡の神事と稱するあり、又大祭の日より六日を経て行ふ處の平國の神事と稱するあり、此神事は共に田村麿將軍の時に權輿すと云ふ。

降て文治年間に源賴朝郷より神田を寄附せられ、全建仁年間に神馬を献せられ、しは東鑑にも載せられ、其文に

文治二年九月卅日癸酉下野國寒川郡之内以田地拾五町被付日光山三昧田當郡去年雖寄進於野木宮於件拾五町者可被切改國領云々亦同書に

建仁三年十月十四日己酉云々野木宮以下諸社被奉神馬是世上無爲之御報賽云々とありて寒川郡の内、追間田、寒川、中里、鏡、小袋、井岡、網戸、下河原田の八ヶ村は（井岡と小袋とは鎮守を同するが故に神事に付ては兩村を一と見做し寒川郡の七郷と稱す）當時の神領なりしが故に、當社は寒川郡の大領大惣社と稱し毎年殿内の鉾を奉じて此七郷を巡回す、故に毎村皆行宮の設けあり、此行宮は該村の鎮守なれども其實は當社の行宮なるが故に常に社號の稱なく當村より巡幸するに

非されば祀典を行ふを得ず人民も亦野木宮の氏子と稱して當社の祭典には其七郷より輪番を以て酒饌を献す、然して其輪番に當れる年は死者あるも其村に葬らずして他村に葬る是れ神事を重んずる所以なり。

源頼朝郷より寄進せられし神馬は寒川郡巡幸の役馬にして其死するや社頭を距る北方凡十町の地に之を埋む其地を馬見塚といふ。

次で弘安年間蒙古入寇の時鎌倉將軍より壞夷祈念の命ありて、此時に息長足姫命譽田別命、田心姫命、湍津距命、市杵島姫命を相殿に祭鎮せり。

爾後足利氏の末乱頻りに相踵き神領も奪はれて他有に歸し社殿亦頽敗に及びしを長祿三年に至り時の神官海老沼常基之を再興せり。

次で元和年間幕府より社領黒印地十五石を寄せられ且其後舊領主下総國古河の城主代々特に崇敬ありて當社を稱するに領内の鎮守或は祈願所の名儀を以てし、毎年正月を以て領主の長久を祈り五月を以て領民の保全を祈るべき事を命せらる。之に因て神符を執政所に納むるや、執政所之を扱ふに一は藩主の許に奉じ一は領民一般に頒布するを例とし、常に吉凶を告げ示さる、されば宮殿の破損せし時は領内に賦課して、營繕の費用を出さしめたり、文化三年二月二十日社殿悉く火災に罹りしに時の領主土井利厚領内高百石毎に金壹兩を賦課して新築の功を遂げ、其後嘉永五年に至り破損を補理するに方ては、猶百石毎に金壹分貳朱を課して其

費用を辨せられたり。

今の社殿は此時のものにして、拜殿本殿等一として壯麗ならざるはなく、結構裝飾稀に見る所の社殿なり。

明治五年郷社に列せられ全八年九月四日當時の陸軍少佐正六位乃木希典より別項記載の如き物品を寄せられたり、これ等物品は何れも祖先より傳來の品なるを當社は祖先の氏神なるを以て寄附する旨の添状ありたりと云ふ。

されば乃木氏の崇敬最も厚く其後幾度か参拜せられ且二十七八年戦役及三十七八年戦役の際とも記念すべき兵器を寄附したり。

當社は前述の如く最も由緒ある神社なれば其靈跡も多く、御休塚とて延暦年間遷座の時一旦神輿を休めし地もあり、又社の真向に見隠塚とて送葬の時社前を通るは恐多ければ、此塚の向を廻りて通りしといふ所もあり。

祭典は從來悉く陰曆を以て執行せしが、今回陰曆廢止と共に舊慣を打破して新曆に依る事と定めたり即ち

- | | | | |
|------|--------|--------|-------|
| 春渡祭 | 三月二十二日 | 永代太々神樂 | 四月十二日 |
| 大祭 | 八月四日 | 小祭 | 十月十九日 |
| 御出社祭 | 十一月廿七日 | 御歸社祭 | 十二月三日 |
| 鎮火祭 | 十二月九日 | | |

御歸社祭の當日は十數里の遠路を厭はず、來賽するもの多く殊に難踏を極む、又この祭は一種の奇習ありて、出社の時の如きは裸体にて御供をなすを例とせしが近年裸体を禁せられしを以て襦衣一枚を用ふる事となれり、歸社の時は提灯を竿頭に附けて互に揉み合ふを例とし、古河町の如きは管轄を異にするにも拘はらず僅に十數町を隔つるのみなれば、町内の若者等竿提燈を持ちて字横山町に集合し殆んど徹夜して互に燈火を消さんと揉み合ふ有様勇ましきといふばかりなし、古來かゝる習慣を存したれば古河の提灯祭とて其名數十里の外に聞え、態々遠方より瀛車を利用して來り見る者非常に多く、當日の雜沓實に名狀すべからざるものあり。

この名高き提灯祭も數年前古河町に電話線架設せられてより電線を切断する患あればとて、警察署より禁止せられ遂に見る能はざる事となりたれども、元來この祭典は古河町の繁榮に影響する事大なれば、復活せんとする議を起す者あり、警察署亦その請を容れ昨年十二月歸社の際は百方電線防禦の方法を講じて、遂にその復活を見るに至れり。

今全社傳來の寶物を列記すれば左の如し。

一 唐鏡 壹面

僧空海の奉納せしものなり

一 劍 壹口

享保十六年三月廿九日本多中務大輔忠良の奉納せしものなり。

一 太刀 壹振

寛永年間土井大炊頭利勝の奉納なり。』

一 太刀 壹振

寛永年間土井遠江守利隆の奉納にして毎年祭典の時用ふるものなり。

一 太刀 壹振

寛保二年正月二十九日堀田正亮の奉納せしものなり。

一 玉 壹顆

享保十六年三月二十九日本多中務大輔忠良の前掲劍と同時に奉納せしものにて今寄附書と共に存在す。

一 陣羽織

一 軍扇

一 陣幕

一 采配

右四品は明治八年九月陸軍少佐乃木希典の奉納せしものにして、祖先傳來のものなりとす。

一砲彈、藥莢、中、事實、壹部

明治三十九年八月五日陸軍大將乃木希典の奉納せしものなり。

○寺 院

一、正定寺

字片町にあり、略縁起の文によれば土井利勝の開基にして開山は大和國人現蓮社當譽上人直阿玄哲大和尚なり、全和尚の父を藤原元久といひ、元明天皇の苗裔なりといふ、初め武藏國増上寺十三世の主定蓮社正譽上人廓山大和尚は家康の臺命を蒙り南都に至り法相宗を修む、時に元久正譽上人を信敬し、次男を以て弟子と爲し出家せしむ、玄哲上人是なり、後師の増上寺に歸るや玄哲隨從して修學す。一日正譽上人法幢を揚げ、三千の大衆と集會して宗門を法義を論ず。其時玄哲座にあり、或僧の口より猛火を吐くを見る、餘人これを見ず、玄哲忽ち名利學道を厭び席を退いて専ら念佛を修めたり。其頃幡隨上人の弟子にして隨波上人といふ人あり、大野村等持院正定寺と法縁あり、玄哲上人を世話してそこに住せしむ、上人日夜念佛して怠る事なし、四來の貴踐尊敬する事如來の如かりき。然るに寛永二年八月師正譽上人御年六十六歳を以て入寂せしかば、玄哲上人師に

別れし事を悲しみて止まず、終に古河城下了正寺に閑居せり。

寛永三年九月十五日將軍秀忠の御臺所薨去の時御導師増上寺十四世桑譽上人了利大和尚の召に依りて、玄哲上人登山して方丈に逗留して法席に出勤す、時に土井利勝も法席に在りて玄哲上人を見召し問うて曰く和尚今何地に住するかと、上人乃ち古河大工町了正寺に隱居の由言上せしに、明珠の泥中に入ると等しと深く惜み給ひき。

後寛永十年利勝佐倉より古河に移るや、無程御尋ねに依りて、玄哲上人登城し見ゆ、利勝在世中法名を寶地院殿穩譽泰翁玄大居士と授けしかば、當寺御建立に際して右の法號を以て當寺の院號となし寶地院證誠山利勝山正定寺といふ。

此寺開基の當時は今大工町了正寺のある所にありきといひ、或は今の所といひ諸説あれど明ならず、借此寺は其後土井氏が志州鳥羽及肥前唐津に移る毎に家人と等しく其所々に召し出して廩米二百石をあつ、寶曆中再こゝに来るや、地を片町に給ひたりといふ。

鐘樓堂あり、撞鐘は土井利隆先考の爲に鑄し所なりしが火災に罹りて滅びたり、其後天明四年文久元年の改鑄ありしが、數年出でずして鐘身復壞裂頗瀾の音を失ひしかば慶應二年土井利則之を鑄造せり、是れ現時用ふるものなり、其之を撞くや聲數里に聞え、農夫等田畝に耕して時を知り以て大に便とす。

中門の内に芭蕉塚あり碑石を建つ碑面よ
春もやや景色調ふ月と梅
の句を刻せり。

寺後に寶樹院殿の寶塔あり、當寺二世梵譽宗龍上人の筆記を按ずるに、開山當譽上人法弟源蓮社信譽上人宗壽和尚承應三年三月五日二十五歳にして寂す、此僧御弟のちなみにてこゝに寶塔を建立せし由記せり。

寺の後方を劃しめぐらすに、かなめ垣を以てしたる所、即ち土井氏累代の墓塋たり、中に高さ十數尺の石碑あり是れ現代利與公の御母にして、明治二年九月十九日御逝去あり、法號を心誠院殿明譽智教性順大姉と云ふ。

寶物の現存するものを擧ぐれば左の如し

一 寶地院殿御眞影 (利勝公) 一幅

一 歸玄院殿御眞影 (利益公) 一幅

一 智光院殿御眞影 (利益公) 一幅

右拜領の年月及畫工等詳ならず

一 利位利與兩公の筆 數品

一 古河沿革誌 壹卷

右二品明治四十三年二月園岡正信寄贈

二、永井寺

字船渡町にあり、當寺は永井直勝古河城主の際開基せし所にして寛永二年の創立なり。

直勝は三河の人幼より家康に仕へて功を擢でし人、元和元年笠間の城主となり全八年十二月古河に移りしあり。

寺の側ら高さ一丈二尺幅六尺に餘れる墓碑あり、これ即ち永井舟居士直勝の碑にして文は林道春の撰々所寛永十四年冬十二月二十九日十三回忌と當りて、永井直清の立てしもの直勝一代の傳記を誌して領る詳密なり。

當寺は嘗て屢火災に罹り現今の堂宇は天明年中の建立なり、十數年前有志相謀りて寺の前庭門内に鐘樓を築造し屋瓦高く天を摩せり。

當寺には有名なる狩野法眼元信の畫さし諸派宗祖の画像七軸あり、永井尙政城州淀城主の時寄附せしものなり、又永井直勝の木像あり、高二寸五分自作なりと云ふ、年々永井家より代拜ある時人々に參拜せしむ。

四、大聖院

字南新町に在り武藏國成田の龍淵寺末に屬す、開基の年代詳ならざれども龍淵寺記の文に依りて略ぼ推知する事を得べし。

元龜元年十月三日北條氏康卒して法名を大聖院殿東陽岱公大居士と號せしが、古

河公方第四世足利晴氏の妻は北條氏康の女なるを以て其菩提として城中より一寺を建立し父氏康の法名を取て大聖院と號す、此時晴氏の執權に築田中務大輔と云ふ者あり、此人を奉行として大聖院造營をを司らしむ、此築田は同國關宿の城主なれば寺なりて後晴氏に願ひ、己が菩提寺なる關宿の六國峯山王山東昌寺住僧をして大聖院の住持となす、是に於て山王山住僧大に悦び大聖院移錫し、又東昌寺鎮寺なりし山王權現を寺中に勸請す。

其後築田と氏康の子氏政と相善からず、晴氏怒て築田の出仕を停止せしが梁田伏せずして、大聖院を破却し什物を離散し住持を誘ひて關宿に歸る。

是に於て晴氏寺を再興せんと欲し、佐野の城主盛綱を召して之を命ず、盛綱即ち寺地を城外坂間村に卜して造立す、結構舊に倍す、大聖院を改めて永昌寺と號せり、盛綱晴氏に請ひて成田龍淵寺第三代惟通和尚の神足大朝和尚を開祖とす。

後又永昌寺を改て玉龍山大聖院と名づく、又其後古河の城主坂間村より今の南新町の寺地に移す。

降て万延元年十二月二十三日火災に遇ひ焼夫せしを以て假本堂を建立せしが、傳ふ所の記録寶物悉く灰燼に歸せり。

後數年前檀家相謀りて本堂新築に着手し今日に至りて漸く竣工を得たり。

四、徳星寺

字横山町あり、開山は醍醐山良賢上人といひ、建治元年源頼政の臣猪早太の曾孫徳星丸の願よりて建立せし所なり、當時は龍崎村にありて頼政神社の別當を兼ねたり。

古河城主代々の尊崇も淺からず、成氏在城の頃より御城の祈願靈場と定めらる、其後天正十八年氏女鴻巢へ移るや、當寺もともに移されしが、萬治年間土井利重に御願ひ申して今の地に移りしあり。

今境内にある觀音堂も利重の創立する所なり、有名なる長谷寺の觀音像は今ここに存置せらるゝ由なり、その傍にある辨財天女社は元祿年間時の城主松平伊豆守信輝の創立にして、此所往時は清池ありて辨財天はその傍に立てられしものなり池には鳧鴈鴛鴦常に水に戯れ、春蘭秋菊池に映じて色を争ふ様云はん方なくおもしろく終日倦む事を知らざりしが、此池に子供を棄てしものありしかば池あるは宜しからずと明和年間鍛冶町に火災ありし時、焼土を以て埋めたりき、されど今に社の邊地低にて濃氣去らずといふ。

寺の後に一の古碑あり、碑面は古鴻巢城主本空院殿智山惠鏡大禪定門とあり、こは清和源氏根岸甲斐守信政十世の孫にして、羽柴筑前守の伯母尊なる、勘解由秀光の碑なり。

この碑元祿十二年九月の再建なれば、遺骸の埋めし所とも思はれず、又鴻巢とは

武州の鴻巣よや、將た近き鴻巣村ありや分明ならず。維新後は此寺屢々住僧を欲くに至りしるば、今は二丁目神宮寺よて管理する所となれり。

五、隆岩寺

字田町にあり、文祿四年時の古河城主小笠原秀政の建立せし所にして、開山は炭道上人といふ、秀政の室、其父岡崎三郎信康の御菩提として立てしものなり、信康の法號は潮雲院殿隆岩長越大禪定門といひしかは取りて寺號となしたるなり。秀政の室は信康の娘、一旦家康の養女となりしにて信康は實に家康の嫡子なれば將軍家よりも朱印地を寄附せられ且つ屋根瓦に葵の紋を付したりしも安永年中焼失してより舊に復する能はず、剩へ寺寶數多焼け失せざといふ。

六、正麟寺

字横山町にあり、小笠原家の開基にして小笠原秀政の父貞慶、其父長時院殿麟翁正麟大居士の爲に建立せしものなり、開山は大聖院六代藤叟桂梅和尚なり。貞慶は文祿四年五月十日五十一歳にて古河に卒す、小笠原舊記によれば正麟寺に葬るとあれど久しく此所といふ事知られざりしを、字石町北裏四つ家といふ地内に正麟寺山といふ所あり。そこより寛正五年石碑壹基掘得たり、方尺有餘正面に以清宗徳大禪定門傍に文祿四年五月十日と勒せり、大隆寺以清宗徳大禪定門は貞

慶の法号なり、即ち此寺より小笠原の邸へ致ししに、故ありてこの墓石を隆岩寺に埋めしなり。

されば此寺以前は同地に在りしを後今の處に移しし事明なり。

其後屢々火災に罹りしかば今や舊觀を存せざるに至れり。

七、本成寺

字横山町にあり、後醍醐天皇の御宇、嘉歷三年摩訶一院日印上人の開基なり、初めは猿島郡伏木村にありしを日禪聖人住持の時延寶中、この地に移したりといふ聖人は大内の地下中川縫殿頭貞長の二男なり、而して貞長は法清院殿の御同胞、法清院殿は土井利益の御生母なれば、其の縁によりて城畔に移したりとぞ、法清院殿の遺骸は茲に納めあり、尊牌も安置しあれば土井氏より香花料として年毎米十五俵づつ寄せしなり。

八、宗願寺

字江戸町にあり、建保五年の創立にして、開山は親鸞上人の弟子西念房なり、已後中絶せしを慶長二年了念といふ僧再開せり。

西念房道祐は俗名を井上道祐といひ、信州高井郡小布施の城主五郎盛長の嫡子、武州足立郡野田の領主野田太郎盛久の次男あり、宗祖親鸞上人の弟子となり、上人關東教化の際供奉して野田に至り、庵室を設けてこゝに住む、其後建武二年に

至り兵燹に罹り康永元年今の地に移りきといふ。
 此徒にて二十四拜といふ理由は、親鸞上人の門弟二十四人の遺跡なればなり。
 又古河御坊といひて尊ぶ譯は、本山より此邊の宗門取締のため輪番持にて定まれる住持なかりしを、度々の交替を歎き、いつの頃よりか土着の住持になりしとぞ
 此寺に寶物として宗祖親鸞上人自作の木像一体を藏せ、寺の傳へによれば開基の
 西念宗祖聖人の像を後世に傳へんと欲して之を上人に乞ふ、時に上人四十五才に
 して自ら面像を刻して西念に與へ以て今日傳ふといふ。

九、尊勝院

字貳丁目にあり、初め足利讚岐守源貞氏不動尊を信じて一子を得尊氏はなり、後
 堂を相州鎌倉に建て知證大師彫刻の不動尊を安置し、明王山尊勝院安樂寺と號す
 享徳年中成氏の古河城に移るや舊地を改めて城の東北に移して祈願所となす、即
 ち現在の所なり。

其明和年間に至りて類焼よかり寶物等焼失すといふ。
 寺前に茂岡正信の墓あり、正信は通稱重之進といふ、毛利氏の世臣茂岡某の男な
 り、明治元年八月二十三日奥州會津城を攻め苦戦して創を被り此に至り九月十八
 日終に茲に死す、時に年十八。明治九年に至り今上帝御東巡の日正信及國事に死
 せし者三十二人に金幣を賜ひ縣官をして之を弔はしめきとぞ。

十、神宮寺

字二丁目にあり徳星寺末なり、後花園帝の御宇文安三年五月良宥上人の創立よし
 て、もと相州鎌倉にあり、足利成氏深く歸依す、成氏古河に來りし時その守本尊
 觀音大士の像を良宥上人守護して成氏と共に當地に移り、觀音寺輪を賜り一字を
 建立せり。

後大士を古河町總鎮守雀大明神の本地佛となし、かば、全像は雀神社境内にあり
 しを明治二年當寺に移したるなり。

由緒縁起等は元祿元年類焼に罹りて悉焼失せしかば今は現存せるものなしといふ
 十一、新郷村中田

光了寺

往昔武藏國高柳村にありて高柳寺と號し天台宗なりしが、建保年中親鸞聖人當寺
 に寓するや、住持悦び法を聞いて隨喜し弟子となり、それより光了寺西願と稱せ
 り、西願は後鳥羽院北面の武士土岐又太郎國村の次男にして、當寺の開基なり。
 後高柳の城主栗橋に移るや此寺も亦從ひ行きたりしが、幾干もなくして今の地に
 移れり。

靈寶數多き中に

靜女蛙蟻龍舞衣

義經の懐剣
と稱するものあり。

後鳥羽院の御宇一年大旱魃あり高僧さま、祈れども驗なく、公郷詮議の上、一百人の舞姫を集め神泉苑にて舞ける時、静に御簾の内より賜はりし舞衣あり、是を蛙噴龍の舞衣といふ。

静女義經に伴はれて吉野山に匿れしが、山僧之を捕ひて鎌倉に致す、後赦さるゝや、義經の東國に在るを聞き之を訪ねんとして侍女琴柱を召連れ下総國下邊見といふ村(古河町の東壹里弱)まで來りしに、義經の死を聞き悲嘆の餘り剃髮して、義經の未來をどぶらはんと橋をこえて(恩案橋)前林邑に出て夫より西方伊坂といふ村にかゝりしが、終に病を得て死せり。

琴柱乃ち當寺に葬り墓印として一本の杉を植ゑたり、此時守本尊頂戴の御衣、義經形見の懐剣等を寺に納む、是れ即ち今日に傳ふる所なりとぞ。

因に云、伊坂村の墳墓は現今栗橋停車場を距る僅に一町弱、鐵道線路に沿ひし處にして、昔時當寺のありし地なり。

十二、勝鹿村大堤

蛙延寺

蛙延越前守秀綱の冥福を吊ふ爲に建立せしものにして、其姓を以て寺號となせり

秀綱は出羽山形の城主、最上氏の長臣にして祿壹万千五百石を食みしが、國政紊れて治まらず、元和八年に至り遂に國を除かれしかば、家臣等皆離散したり、中にも秀綱は古河に來りて土井利勝に寄りしが、利勝祿千石を給して之を養ひたり。秀綱は智徳備り仁心ある勇士なりければ、その山形を出づるや、家人等秀綱と別るゝに忍びず、如何にもして主を養はんと追從する者十數人なりき、秀綱家臣等の忠節に感じて利勝より賜はりし知行を悉く之に分與し、己れは家人等の家に一日宛輪寓寄食す、かくて正保三年六月二十二日終に病死せしかば、家臣等遺骸を此に葬り一寺を建立して其菩提を吊ひたり、墓地の正面に高さ八尺許の塔あるものは即ち其墓なり、家人等は後土井氏に仕へ、今現存せるものは早川、岡野、森川、清水等の數氏に過ぎず。

寺の後方南西は山林に圍れて物淋しく、今は線香の烟も絶え、なるおくつきを誰とかなす、問はでも著き近世の偉人、蕃山了介先生其人なり。

先生岡山に仕へて政治經濟の技量を表はし、令名噴々當に天下を風靡せん勢ありしが、晩年不幸にして幽閉の身となり、當時の古河侯松平信之より從ひて居ること五年、終に病死せしかば、儒禮を以て此に葬りきといふ。

今や年を閱する事二百二十年、二基の墓石若して空しく風にさらさるゝを見る、嗚呼枝かはす楓の大木は今に至るも枯るゝ事なく來る秋毎に唐紅の錦を織り出し

て千染の色燃わたつばかりなるを、墓域荒廢に歸して松の嵐の音ならで、音なふものも絶えなんとす、適々此墓に謁する者誰か無限の感慨にうたれて涕泣去るに忍びんや。

十三、野木村大字野渡

滿福寺

足利成氏の開基にして開山は能山和尚なりといふ、成氏父子能山和尚に歸依して此寺を建立するや野渡并に下官兩郷を寺領に當てたり。

寺内に御所塚とて高さ三四尺雜草生茂れる所あり、寺にても何に依りてかく名付けたるかを審にせざれども、按ずるに成氏を葬りし所なるべし、そは

成田龍淵寺記云尊氏公五代の孫持氏公貞享十三年二月十日相州鎌倉に在て生害法名長春院殿揚山道柳居士と號す、其子息成氏公鎌倉より下総州古河に居城す、明應六年逝す、法名乾亨院殿久山道昌大居士と號す、當寺末寺野州野渡邑滿福寺の開基也、御廟今に彼寺に在り云々とあるによりて知る事を得べし。

又此寺に連歌師兼裁の墓あり、兼裁は成氏に用ひられし人にして古河町櫻町に住せしが、死して此に葬りしものなり、猶詳くは別項を参照すべし。

此寺には徳川家康より拜領せし建蓋の御茶碗、ぐるりの御茶臺、御茶入等ありて今なほ寺寶としして現存せり。

當寺先住秀頼生國は三河にて家康御手習の御伴せし筋目あれば、奥御陣より還御の時、乙女河岸より河舟にて下りし際當寺山下の河西御座船に出向少々の酒器を懷中して御差上げしに、益御機嫌よく舊話の餘り寺領等御直約の由緒あり、かゝる縁固に依りて其際拜領せし物なりとぞ。

○古河町職員録

町長	鷹見 銈吾
助役	萩原 甚平
警察署長	高山 峯吉
驛長	松本 勘之助
男子尋常小學校長	川上 春次郎
女子尋常小學校長	渡邊 久太郎
學務委員	進藤 貞章
全	麻原 重左衛門
全	松井 直哉

◎町會議員

一 番	熊木 彌兵衛
二 番	麻原 重左衛門
三 番	倉持 重吉
四 番	篠崎 忠次郎
五 番	關口 榮次郎
六 番	渡邊 利助
七 番	岩崎 龜次郎
八 番	小杉 龜太郎

古河案内終

十番 十一番 十二番 十三番 十四番 十五番 十六番 十七番 十八番 十九番 二十番

森川庄兵衛
石川龜次郎
平野甚助
蔭山新七郎
飯島万吉
佐藤長之助
酒井勝右衛門
進藤貞章
松井直哉
篠塚伊惣次
宇賀田新次郎
河副龜次

二十一番
二十二番
二十三番
二十四番

西村辨藏
五十畑五郎兵衛
船江豊三郎
萩原甚平
佐藤長之助
酒井勝右衛門
熊木彌兵衛
平野甚助
關口榮次郎
篠塚新七郎
丸山傳吉

實業協會々長
副會長
幹事

全全全全



下總國猿島郡古河町

株式會社 第一百二十銀行

電話 零一二〇
電話 一三〇番

下總古河町

會社資 **古河銀行**

電話二十四番

下總古河町

若野屋号

生糸繭
製糸

關口榮次郎

電話古河二番
電号七キ又ハセ

製茶問屋



古河物産合資會社

電話百四十六番

當地特產物製茶精々御便利に取扱申候間
御用命被仰付度候

播州別府港多木製肥所製造

多木肥料各種特約販賣

外 肥料各種

中屋源七號



船江豊三郎商店

製油業

電話古河五〇番

各農作物專用配合肥料製造

御料理

大蒲焼

仕出

下總古河町石町

若松亭

大和田幸吉

電話百三十一番



○ 御料理

○ 仕出し

下総古河二丁目

萬盛

電話百十六番

A GOOD HOTEL
OGAWA &
町屋紺河古
館旅川小

古河名物

御家寶

木家

御菓子所

下総國古河町

千歳屋

吉田文吉




御料理

さぬきや

茨城縣古河町

電話五番

銅鐵器物
打 刃 物
建築材料
度量衡器
丸山式豆粕削器製造販賣

茨城縣古河町
八百藤

丸山藤五郎

振替口座東京(一〇六三)
電話 第八番

寫 眞

◎ 嶄新 美術應用
 ◎ 業務勉強 と熱心と
 を以て撮 影仕候
 ◎ 夜間撮影
 ◎ 其他新印 畫紙引伸
 等一切

(通林桃)町臺河古

德樂寫眞部

陶磁器砂糖茶商店

町戶江河古

永井八郎治

番七一一話電

製 品 概 目

蒸氣 氣罐 瀝機
 排水 用水 車
 全 唧 筒
 乾 概 用 水 筒
 精 米 機
 製 材 機
 製 糸 機
 蒸 氣 乾 燥 器
 蠶 病 消 毒 噴 霧 器
 蒸 氣 消 毒 器 各 種
 建 築 用 鐵 物
 其 他 諸 機 械 製 作

茨城縣猿島郡古河町横山町

川島機械製作所

所主 川島新松

電話百三十八番
電信番號(カシ)

● 海 產 肥 料 ●

大豆粕 ヒヨ
コ 各 號 完 全 肥 料

熱心なる農家諸君先づ肥料を購求せ
んと欲せば四圍より着眼農作物の悦で
價値の安きものを選択あれ

下総古河町二丁目

肥料賣買營業 熊木彌兵衛

電話 二五番
電器(キ)又ハ(キンヤ)

粉 末 魚 粕 各 種 磷 酸 肥 料

● 硫 酸 安 母 尼 亞 ●

鐵道貨物
運送取扱



井上運送店

店主 高橋三代吉

電話 第四四番
電器 (〇ツ)

內國通運株式會社古河驛取引店

下総古河町停車場前

漆器陶磁器
各種大販賣
御盃類印附

叶

下總國古河江戸町

釜屋 青柳商店

電話百十四番

下總國古河町

醬油味噌製造



醸造元 酒井勝右衛門

官鹽元賣捌處

下野國矢板町

酒井支店

電話九番(電略〇サ)

當古河組は明治三十八年座繰製糸有志家の發起にて座繰製糸改良を以て有名なる上州碓氷郡原市町碓氷社と連合して揚返所を設立し業務は明治三十八年より開始す其后縣知事の奨励もあり益々業務を擴張し初年度出糸量は五百二十有餘貫なりしも昨四十二年に至りては四倍となり二千貫餘の糸量を出し實に碓氷社連合組合内にも糸量に於ては第一位になり品質も日に月に改良し兩三年前とは雲泥の相違あり將來有望にして益々盛なり

明治四十三年三月

碓氷社古河組々長 進藤貞章

全 副組長 田沼政平

最上醬油 釀造元 利岩崎清七

錢屋本店

下野國藤岡町
發電略號47

米、大麥、小麥 米雜穀問屋
大豆、搗麥 支店
搗粟、割麥 岩崎龜次郎

下野國古河町
電話古河三番

內地米雜穀 直輸入
外國米、大豆、粕
支那大豆、粕
獨乙洲 鹽一手販賣
關東 肥料
人製造肥料

東京廻米問屋組合同盟員
東京肥料問屋組合員

東京深川佐賀町貳丁目
電話浪花一七二四番

果物、野菜 大販賣
甘藷、乾物
罐詰、漬物
八百屋寅吉
電畧(トラ)

下總古河町壹丁目

青物 問屋
土物 問屋
八百屋四郎兵衛
電畧(〇八)

下總古河町壹丁目

日清會社製小麥粉
 器械製麵製造
 各地水車製小麥粉
 勉強薄利
 大販賣
 下總古河江戸町
 山屋機械製麵所
 倉持峯吉商店

製材部
 土木建築請負業
 神原鍋太郎
 電話古河一九番

醫聖三喜之遺方劑

- ◎二天丸 腦。心臟病。貧血。
- ◎人健丸 懷中要藥。過酒。食傷。舟車不快。
- ◎五寶丸 微毒。濕毒。
- ◎子脾散 リウマチ。中風。風毒。胎毒。
- ◎諸下劑丸 諸毒下し
- ◎三奇法湯 產前産後。婦人。血道。四季引風。熱さまし

小兒藥王
 三喜丸

氣附毒去熱さまし

七方責任調劑者
 (茨城縣古河町(桃野通))
 增田龜太郎氏
 振替貯金口座一八九三番

◎醫聖田代三喜の記事は本欄二十二頁にあり

(年十四百貳賣發)

ASAHARASEISANTO&SOKUYUGWAN

屋のひ



原麻

まわた薬

と

子宮病血之道一切

諸熱症はしか良薬

ろくゆ丸

正産湯
速愈丸
腸胃丸
清熱丸
御神薬

製薬本舗 麻原薬店

古河町壹丁目

(及普ニ下天薬製)



神戸海上運送火災保險株式會社

保險金額 壹億九千五百七拾餘萬圓

契約件數 拾貳萬六千餘件

茨城縣古河代理店 麻原重左衛門

火災保險は御申込次第直に參上經便確實に契約仕るべく其他運送保險海上保險(尤も當所は河船)懇切迅速に手續仕候間御申込相成度候也

資本金百萬元



橫濱生命保險株式會社

本社 橫濱市太田町三丁目
東京支店 日本橋區通四丁目
社長 小野先景
專務取締役 法學博士 土子金四郎

茨城縣古河特別代理店 麻原重左衛門

重利根心吳振店

電話古河三十三番

茨城猿島郡古河川岸

內國通運株式會社代理店

回漕業 井上平兵衛

電話三二二番

洋品類紙晒雨雜五

最新流行 最上ヨールト
 流行形 行イシヨールト
 洋傘 帽子 手拭 傘形
 月人 手 巾 類

下總古河町石町
三木屋紙洋品店

三關芳次郎

電話百五十一番

諸國木炭 **三木屋木炭部**

於第五回國內博覽會
 於東京勸業博覽會
 狀狀 褒賜 褒賜

古河名物

皇國第一等

あら漬

天真の美味

酒醬油問屋

茨城縣古河町

製造元 **坂長商店**

振替口座三八一〇番
 電話五十五番

全二丁目支店

電話百三十一番

商

灘銘酒
 奧羽銘酒
 流山味淋

關東銘酒
 西洋酒類
 野田醬油

萬小間物
教育玩具
學校用品
卸商

下總國古河町一丁目
(かもじや號)
五百部商店

歐米雜貨商

古河町二丁目
絹屋洋品店
電話百三十番

ばいどく 梅毒 ●
しきうびやう 子宮病 ●
りんびやう 癩病 ●
できもの 皮膚病 ●
古河田町稻荷社東裏
專門 齋藤醫院

●診察 午前 八時より十二時まで
夜間 七時より十時まで

下總古河江戸町

小倉齒科醫院
院主 小倉正齋

茶問屋谷

下總國古河町

二津屋商店

電話二十番
電略(二ヤ)

茨城縣猿島郡古河町

株式會社 杉戶銀行古河支店

(電話七番)

眼病專門 三田眼科院

診察手術毎日

入院隨時

內外科
皮膚病
花柳病

下總古河町

得仙堂 太田醫院

院主 太田久
從七位勳六等
醫學得業士

肥

番六四河古話電

油 門衛左藤木熊 製

(ク)ハ又(トンキ)署電

料

大醫 調劑所
處方 調劑所
血之道一切良藥
調血湯本舖

藥劑師

倉持重吉

茨城縣猿島郡古河町一丁目

電話署(クラ)
電話四十七番

御手がる料理

古河町

和田家

電話一八二番

御料理御旅館

古河町

城東館

むら澤


電話三十八番

新鮮美味

懇切丁寧

下野醸造合資會社代理店
下野醬油株式會社特約店
野田本家茂木七左衛門特約店
全山下富三郎特約店

下總國古河町二丁目 (電話四十番)

增田屋  吉田源太郎

支店 下野國野木

商品種目

灘銘酒、關東奧州銘酒品々
野田地廻醬油、流山味淋、西洋酒

和洋 蠟燭製造販賣

- 木蠟は各産地特約
 - 石蠟はスタンダード
 - 印度石蠟
 - 會社特約
- 下總古河町石町
- 山中與右衛門**
- 本店製造の蠟燭は價格頗る低廉なり
 - 其特長とする處は燭光最強にして長時間を保つ
 - 暑中も雖も變休せず



下總古河町江戸
玉寶堂印舖
 大久保幸之助

營業種目

蒸氣罐 瀋水機 排水器 精米器 製板器 製糸器 乾燥器 其他器 諸機作

迅速に誠實に勉強を以て御注文より可應候

小池鐵工場

主 小池宗次郎

茨城縣猿島郡古河町
 電話 (一三六番)
 電器 (コソ)



物名 桃羊羹

この桃羊羹は弊店等多年の経験により他に類なき秘法を以て精製せしものにして四季とも貯蔵に堪ぬ上品の茶媒に御座候風味の特別優良なるは既に御得意様方の御賞賛を辱ふせし次第に候何卒相變らず御用向被仰付度候而して製造販賣共に三家合同に御座候

名合

和洋御菓子 古河停車場通
萬掛物類 大塚屋號
松皮せんべい 塚本惣八
御家寶 御進物用御好次第

元賣販造製

和洋御菓子 古河鍛冶町
日の出煉羊羹 武藏屋號
蒸菓子類 松永熊吉
御引物一式 御進物用御好次第
名物 御家寶 古河通壹丁目
まぐら香おかし 崎玉屋號
和洋御菓子 舍佐藤八十八
箱詰折詰罐詰

木 材 商
木 炭

加

須賀兼五郎

下總國猿島郡古河町一丁目

電話百四十四番

清酒、洋酒
野田醬油
赤味噌
清酢
鹽、油

大 販 賣

七

古河船渡町

堺屋商店

店主 仲上庄七

古河
名物

御家寶

梅羊羹

桃羊羹

御菓子製造所

下總古河町石町

光月堂

小島爲三郎

營業科目

和洋紙類
襖表具諸式
筆墨硯類
諸帳簿製造
活版石版印刷

久

茨城縣古河町

油治商店

電話一三九番

古河町中央

旅館 加美家

電話三六番

料理 加美家

電話三六番

器械製糸
紡績原料
依託販賣



下総古河町

大橋商店

電話古河一〇番
電器ヲ又ハヲハシ

小揚枝

鐵砲形 太刀形
白魚形 辻占
傘形 二寸五分
二寸三分 二寸二分
二寸 一寸八分

小揚枝問屋

和井田莊之助

古河長谷町

下総國古河町

小島館製糸所

所主 小島倉吉

電話 商店部四三番
製糸部五八番

25
910

明治四十三年四月七日印刷
明治四十三年四月十日發行

定價金貳拾錢

編輯人 中正躬
茨城縣猿島郡古河町
古河郷友會代表者

發行所 篠原治兵衛
茨城縣猿島郡古河町大字古河九百三十四番地

印刷所 油治活版部

發行所 油治商店



分下総古河町
若野屋呉服店
電話二十六番

25
910

終